

特定非営利活動法人  
日本医学図書館協会

# 要 覧

2011



特定非営利活動法人  
日本医学図書館協会

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/>

## 目 次

### 1. 協会の現状

1. 1	協会の組織	5
1. 2	平成 22～24 年度中期重点事業（目標）	8
1. 3	役員名簿	9
1. 4	評議員名簿	9
1. 5	地区会事務局名簿	10
1. 6	部会名簿	10
1. 7	委員会等名簿	10

### 2. 活動報告（平成 22 年度）

2. 1	委員会活動	17
2. 2	研修会	27

### 3. 規程集

3. 1	定款	31
3. 2	細則	
3. 2. 1	入会及び退会に関する細則	39
3. 2. 2	役員選任に関する細則	47
3. 2. 3	理事会の運営に関する細則	51
3. 2. 4	地区会に関する細則	52
3. 2. 5	評議員及び評議員会に関する細則	53
3. 2. 6	名誉顧問及び会友に関する細則	54
3. 2. 7	総会運営に関する細則	55
3. 3	規程	
3. 3. 1	総務会規程	59
3. 3. 2	委員会規程	59
3. 3. 3	中央事務局規程	62
3. 3. 4	資産管理規程	63
3. 3. 5	旅費規程	64
3. 3. 6	教育・研究規程	65
3. 3. 7	ヘルスサイエンス情報専門員認定資格規程	69
3. 3. 8	研究助成規程	71
3. 3. 9	海外研修事業規程	74
3. 3. 10	奨学基金規程	78
3. 3. 11	協会賞・奨励賞授与取扱規程	79
3. 3. 12	協会所有電子資料利用規程	82
3. 4	その他	
3. 4. 1	委員会内規抜粋版	85
3. 4. 2	部会に関する内規	89

3. 4. 3	他機関との協力に関する内規	89
3. 4. 4	謝金に関する内規	91
3. 4. 5	刊行物保管に関する内規	92
3. 4. 6	アンケート調査実施に関する申合せ	93
3. 4. 7	アンケート調査結果の保存・公開に関する要領	93
3. 4. 8	相互利用規約	94
3. 4. 9	医学図書館員基礎研修会実行委員会実施マニュアル、会計マニュアル（協会ホームページ「会員のページ」掲載）	94
3. 4. 10	医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会実施マニュアル、会計マニュアル（協会ホームページ「会員のページ」掲載）	94

#### 4. 資料編

4. 1	略年表	97
4. 2	名簿	
4. 2. 1	歴代会長	100
4. 2. 2	名誉顧問	101
4. 2. 3	会友	102
4. 2. 4	会員名簿	103

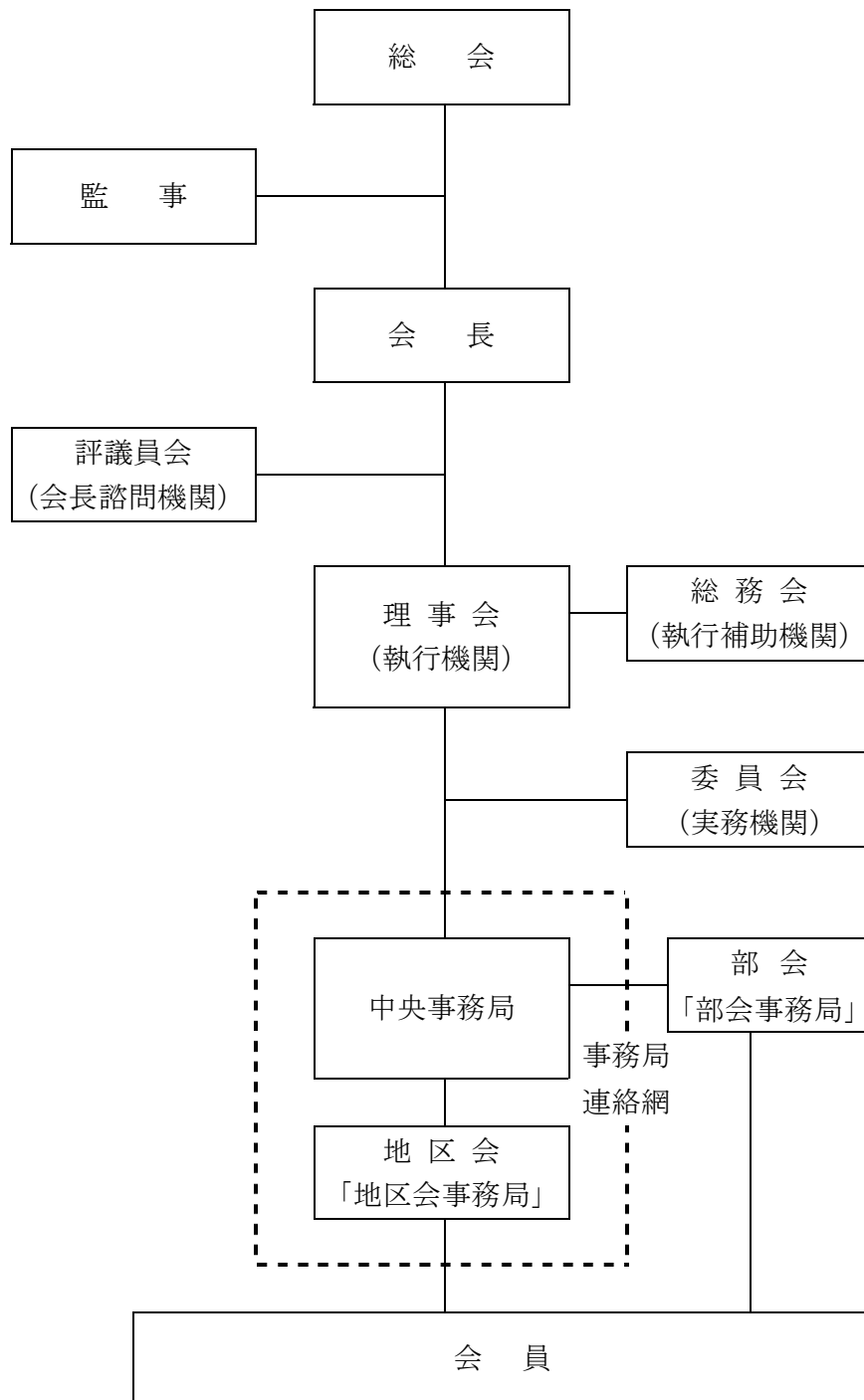
中央事務局案内

編集後記

# 協会の現状

# 1 協会の現状

## 1. 1 協会の組織



- 総会 通常総会と臨時総会があり、社員をもって構成する。(定款 第26～28条)
- 監事 立候補による者と地区会からの推薦により、総会で選出された1名以上3名以内で構成し、理事の業務執行状況及び本会の財産を監査する。(定款 第13～15条)
- 会長 本会を代表し、その業務を総理する。(定款 第15条)

評議員会（会長諮問機関）

地区会推薦評議員と会長指名評議員とで構成し、会長の諮問に応じる。（定款第23条、評議員及び評議員会に関する細則）

理事会（執行機関）

立候補による者と地区会からの推薦により、総会で選出された10名以上15名以内で構成し、本会の業務を執行する。（定款第13～15条、理事会の運営に関する細則）

総務会（執行補助機関）

本会の日常業務を円滑に執行するために理事会の下に設けられた機関で、専務理事と若干名の理事で構成する。（定款第20条、総務会規程）

委員会 常設と臨時があり、平成23年度は次の15委員会を理事会の下に設置する。（定款第21条、委員会規程）

常設 企画・調査委員会

機関誌「医学図書館」編集委員会

出版委員会

広報委員会

雑誌委員会

教育・研究委員会

認定資格運営委員会

受託事業委員会

協会賞・奨励賞選考委員会

組織・制度委員会

臨時 国立ライフサイエンス情報センター（仮称）推進準備委員会

専門職能力開発プログラム推進委員会

医学図書館員基礎研修会実行委員会

医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会

総会組織委員会

部会（部会事務局）

協会の事業の範囲内で特定主題についての活動を行う。（部会に関する内規第2条）

中央事務局

本会の事務を処理するために設けられた機関で、事務局長と職員で構成する。（定款第25条、中央事務局規程）

地区会（地区会事務局）

全国に8地区会を置く。各地区会には事務局を置き、協会の事業遂行に必要な地域的活動を行う。（定款第22条、地区会に関する細則）

会 員 本会の会員は、正会員A、B、C、D、協力会員及び維持会員（個人及び団体）の6種。（定款第6条）平成23年8月1日現在の会員数は、次のとおりである。

正会員A 88機関

正会員B 46機関

正会員C 0機関

正会員D 110名

協力会員	2機関
維持会員（個人）	1名
（団体）	20機関

## 1. 2 平成22年度～平成24年度中期重点事業（目標）

《目標》

- A. 医学図書館（協会）の必要性と社会貢献のあり方を具体的な活動によって示す。
  - B. 会員機関の図書館サービス充実と会員個々のスキルアップをめざす。
  - C. 組織・運営及び法人形態を再検討する。
  - D. 関連機関・団体との連携を図る。
- 
- 1. 教育・研修と認定資格制度の連携による専門職能力開発プログラムを構築する。
    - (1) これからのヘルスサイエンス図書館員が身につけるべき知識と技能を明確にし、適切な専門職能力開発プログラムを策定する（第81回総会分科会要旨から）。
  - 2. 平成20年度から取り組む下記の受託事業を基幹事業に発展させる。
    - (1) 診療ガイドライン作成支援。
    - (2) 公共図書館（一般市民）向け健康情報研修（JLA等との連携のもとに）。
    - (3) その他、関連団体からの受託研究・調査など。
  - 3. 国立ライフサイエンス情報センター（仮称）構想を再考する。
    - (1) ライフサイエンスかヘルスサイエンスか、施設かナビゲーションセンターか、これらを根本から問い直す。
    - (2) 母体をどこにおくかを定め、JMLAの関与の仕方を明確にする。
    - (3) 「からだところの情報センター」を再スタートさせる。
  - 4. 総会運営を試行し、第84回（平成25年度）総会に細則改正を提案する。
    - (1) 協会運営のための会議を旨とし、研修は年度ごとの検討次第とする。
    - (2) 経費節減と簡素化を図り、地区開催も視野に入れた運営モデルとする。
  - 5. 理事会、委員会、中央事務局の仕事を整理し、人的資源や財源を効率運用する。
    - (1) 個人に頼ることのない、組織的な運営システムを構築する。
    - (2) 活動の点検と委員会の見直しを行い、理事や委員の力が分散しないようにする。
    - (3) 中央事務局運営体制を継続検討する。
  - 6. 会員の権利と義務に対応して根拠が明確な会員種別及び表決権とする。
    - (1) 会員である意味（権利と義務）を明確にし、会員が会運営に果たす役割を考える。
    - (2) 権利と義務に対応し、根拠が明確な会員種別及び表決権とする。
    - (3) ふさわしい法人組織を再検討する。NPO法人か、一般社団法人か。
  - 7. 関連する機関、団体との連携を図る。
    - (1) 事業連携を継続、発展させる。
    - (2) 組織統合の可能性を探る。



### 1. 3 役員名簿

(平成 23 年 8 月 1 日現在)

会 長	福 井 次 矢	(聖ルカ)	
専務理事	坪 内 政 義	(愛 医)	総務会
理 事	青 木 裕 子	(天 理)	企画・調査
	磯 野 威	(個 人)	教育・研究、認定資格運営、協会賞・奨励賞 選考、専門職能力開発プログラム推進、国立 ライフサイエンス情報センター（仮称）推進 準備
	宇 野 彰 男	(北 医)	機関誌編集、出版、財政
	大 瀧 博 久	(個 人)	広報
	河 合 富士美	(聖ルカ)	総務会、受託事業
	北 川 正 路	(慈 恵)	総務会、組織・制度、広報、雑誌、財政
	児 玉 閱	(東 邦)	総務会、雑誌、受託事業
	平 紀 子	(北 療)	教育・研究、認定資格運営、協会賞・奨励賞 選考、専門職能力開発プログラム推進
	山 田 久 夫	(個 人)	国立ライフサイエンス情報センター（仮称） 推進準備
監 事	小野澤 繁 雄	(埼 玉)	
	作 野 誠	(個 人)	

### 1. 4 評議員名簿

(平成 23 年 8 月 1 日現在)

評 議 員	鈴 木 宏 子	(北 大)	北海道地区
	伊 藤 喜 章	(奥 羽)	東北地区
	山 下 和 美	(防 医)	関東地区
	上 條 ゆりこ	(信 州)	北信越地区
	真 野 康 由	(藤 田)	東海地区
	南 方 政 英	(和 歌)	近畿地区
	福 居 みのり	(愛 媛)	中国・四国地区
	高 原 秀 典	(九 大)	九州・沖縄地区
	遠 藤 典 子	(東 医)	会長指名
	新 谷 知 之	(東 海)	会長指名
	時 実 象 一	(個 人)	会長指名

## 1. 5 地区会事務局名簿

(平成 23 年 8 月 1 日現在)

北海道地区会	北海道医療大学総合図書館
東北地区会	東北大学附属図書館医学分館
関東地区会	東京慈恵会医科大学学術情報センター
北信越地区会	松本歯科大学図書館
東海地区会	愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター
近畿地区会	大阪体育大学図書館
中国・四国地区会	愛媛大学図書館医学部分館
九州・沖縄地区会	九州大学附属図書館医学図書館

## 1. 6 部会名簿

(平成 23 年 8 月 1 日現在)

### 1 病院部会

幹事	奥出麻里	(川鉄)	連絡責任者
	岩下愛	(国医療)	
	加藤恵子	(国がん)	
	河合富士美	(聖ルカ)	
	熊谷智恵子	(連中)	
	安田多香子	(愛がん)	

## 1. 7 委員会等名簿

(平成 23 年 8 月 1 日現在)

### 1 企画・調査委員会

委員長	岸友子	(川崎)
委員	石川明子	(神常)
	伊藤淑子	(個人)
	土佐智義	(個人)
	山本節子	(関西)
	吉富啓子	(近畿)
担当理事	青木裕子	(天理)

### 2 機関誌「医学図書館」編集委員会

委員長	大谷裕	(東邦)
委員	泉峰子	(科学院)
	岡崎富美江	(東海)

	小林晴子	(愛 医)
	櫻井待子	(京 都)
	鷹野祐子	(個 人)
	野田久愛	(東 女)
	伴 英一郎	(東 歯)
協力委員	百留悦子	(埼 玉)
	阿部佐和子	(福 岡)
	金子賢一	(埼 玉)
	黒木和子	(川 崎)
	関本由美子	(福 島)
	内藤裕子	(日 歯 湯)
	細井真弓美	(北 大)
	万波涼子	(名 市)
	山下ユミ	(京 府)
担当理事	宇野彰男	(北 医)

### 3 出版委員会

委員長	山下和美	(防 医)
委員	白土裕子	(医中誌)
	宮明秀幸	(国医情)
	村田泰子	(日 医)
担当理事	宇野彰男	(北 医)

### 4 広報委員会

委員長	未 定	
委員	藤沢靖子	(杏 林)
担当理事	大瀧博久	(個 人)
	北川正路	(慈 恵)

#### ホームページ担当ワーキンググループ

委員長	川崎かおる	(岩 手)
委員	岩澤尚子	(香 川)
	小柳貴俊	(九 大)
	今野 穂	(札 幌)
	富田一文	(愛 歯)
	中越晴彦	(松 歯)
	中西 綾	(和 歌)
	藤沢靖子	(杏 林)
	森田奈津子	(慈 恵)
担当理事	大瀧博久	(個 人)
	北川正路	(慈 恵)

## 5 雑誌委員会

委員長	未	定	
委員	江幡	歌奈子	(東邦)
	加戸	文子	(阪市)
	熊谷	智恵子	(連中)
	南野	典子	(慶應)
担当理事	児玉	閱	(東邦)
	北川	正路	(慈恵)

## 6 教育・研究委員会

委員長	諏訪部	直子	(杏林)
副委員長	加藤	砂織	(東女)
委員	市川	美智子	(愛医)
	牛澤	典子	(東邦)
	西村	志保	(日医)
	真下	美津子	(連中)
	山田	有希子	(東厚年)
担当理事	磯野	威	(個人)
	平	紀子	(北療)

### 第18回医学図書館員基礎研修会実行委員会

委員長	下村	智恵子	(千がん)
委員	穴澤	順子	(日大)
	近藤	恵美	(慈恵)
	三枝	弘	(国医福)
	重川	須賀子	(東女)
担当理事	磯野	威	(個人)
	平	紀子	(北療)

### 第18回医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会

委員長	藤井	武志	(広島)
委員	池田	喜美代	(香川)
	石田	園子	(鳥取)
	大瀧	博久	(個人)
	岸	友子	(川崎)
	土佐	智義	(個人)
	新田	和子	(呉医療)
担当理事	磯野	威	(個人)
	平	紀子	(北療)

### 健康情報サービス研修ワーキンググループ

委員長	未	定	
委員	市川	美智子	(愛医)

	牛澤典子	(東邦)
	加納邦子	(横浜市中央図書館)
	亀山幸	(相模原市立橋本図書館)
	佐藤晋巨	(聖看)
	諏訪部直子	(杏林)
	関和美	(個人)
	高橋宏美	(相模原市立図書館)
	塚田薫代	(個人)
	舟田彰	(川崎市立中原図書館)
	柚木聖	(個人)
	渡邊基史	(三島市立図書館)
担当理事	磯野威	(個人)
	平紀子	(北療)

#### 7 認定資格運営委員会

委員長	酒井由紀子	(慶應)
委員	阿部潤也	(東歯)
	城山泰彦	(順天)
	永田治樹	(筑波大)
	山崎むつみ	(静がん)
	山下ユミ	(京府)
担当理事	磯野威	(個人)
	平紀子	(北療)

#### 8 専門職能力開発プログラム推進委員会

委員長	諏訪部直子	(杏林)
委員	酒井由起子	(慶應)
担当理事	磯野威	(個人)
	平紀子	(北療)

#### 9 受託事業委員会

委員長	坪内政義	(愛医)
委員	北川正路	(慈恵)
担当理事	河合富士美	(聖ルカ)
	児玉 関	(東邦)

#### 診療ガイドラインワーキンググループ

委員長	河合富士美	(聖ルカ)
委員	川崎かおる	(岩手)
	高橋奈津子	(聖隷)
	谷口今日子	(富山)
	成田ナツキ	(個人)
	萩原泰子	(信州)

森 正 智 子 (昭 和)  
 山 口 直比古 (個 人)  
 山 崎 むつみ (静がん)  
 山 舘 優 子 (岩 手)  
 愛知医科大学医学情報センター (図書館) (代表：小林晴子)  
 大阪市立大学学術情報総合センター医学分館 (代表：岩佐孝司)  
 杏林大学医学図書館 (代表：諏訪部直子)  
 東京慈恵会医科大学学術情報センター (代表：阿部信一)  
 東京女子医科大学図書館 (代表：三浦裕子)  
 東邦大学医学メディアセンター (代表：大谷 裕)  
 名古屋市立大学総合情報センター川澄分館 (代表：久田睦美)  
 奈良県立医科大学附属図書館 (代表：鈴木孝明)  
 日本医科大学図書館 (代表：渡辺由美)  
 広島大学図書館霞図書館 (代表：藤井武志)

担当理事 河 合 富士美 (聖ルカ)  
 児 玉 閱 (東 邦)

1 0 協会賞・奨励賞選考委員会

委員長 青 木 仕 (順 天)  
 委員 遠 藤 典 子 (東 医)  
 大 谷 裕 (東 邦)  
 押 田 いく子 (東 邦)  
 佐 藤 淑 子 (東 女)  
 担当理事 磯 野 威 (個 人)  
 平 紀 子 (北 療)

1 1 国立ライフサイエンス情報センター (仮称) 推進準備委員会

委員長 山 田 久 夫 (個 人)  
 委員 阿 部 信 一 (慈 恵)  
 内生蔵 洋 子 (聖 マ)  
 加 藤 治 (科学技術振興機構)  
 坪 内 政 義 (愛 医)  
 成 田 俊 行 (個 人)  
 三 沢 一 成 (医中誌)  
 担当理事 磯 野 威 (個 人)  
 山 田 久 夫 (個 人)

1 2 組織・制度委員会

委員長 尾 崎 聖太郎 (麻 布)  
 委員 加 藤 恵 子 (国がん)  
 新 谷 知 之 (東 海)  
 土 佐 智 義 (個 人)  
 担当理事 北 川 正 路 (慈 恵)

1 3 第83回総会組織委員会

理事会・中央事務局

# 活 動 報 告

## 2 活動報告（平成22年度）

### 2. 1 委員会活動

#### 企画・調査委員会

##### 1 委員会

###### 1) 開催

第1回 平成22年 7月 9日

第2回 平成22年 11月 26日

第3回 平成23年 3月 25日

###### 2) 委員動向

就任 石川明子（神常）（平成22年6月1日付）

##### 2 活動概要

###### 1) 「第81次加盟館統計」の発行

計画どおり、9月に完成版を協会ホームページに掲載した。また、希望者に簡易製本版を販売した。

###### 2) 第61回重複雑誌交換事業の実施

データ提出7月1日～8月20日、交換期間11月8日～12月10日、報告書提出1月7日と、計画どおり実施した。

今回の結果は、総提出冊数55,375冊、総申込冊数6,893冊、総受領冊数5,809冊となった。

###### 3) 「要覧2010」の発行

計画どおり9月に発行し、PDF版を協会ホームページに掲載した。

##### 3 その他

1) 内規中の「年次統計」を「加盟館統計」に改正することにつき、理事会より承認を得た。

2) 重複雑誌交換事業の担当を、雑誌委員会に変更することを提案し、来年度中に雑誌委員会で検討することとした。また併せて交換事業のWeb化も検討することとした。このため、広報委員会も含めた3委員会で検討を行う。

3) 法人格名を「特定非営利活動法人」と正式名称で表記することを理事会に提案し、協会出版物すべてを正式名称で統一することとなった。

#### 機関誌「医学図書館」編集委員会

##### 1 委員会

###### 1) 開催

第1回 平成22年 7月 6日

第2回 平成22年 10月 8日

第3回 平成23年 1月 13日

###### 2) 委員動向

###### 編集委員

退任 加藤素子（鶴歯）、菅 修一（滋賀）、渡辺真希子（横浜）、園原麻里（慶應）  
（平成22年5月31日付） 斎藤えりか（平成22年12月31日付）

就任 岡崎富美江（東海）、櫻井待子（京大）、伴英一郎（東歯）、百留悦子（埼玉）  
（平成22年6月1日付）



## 編集協力委員

退任 小林克也（奥羽）、中越晴彦（松歯）（平成 22 年 5 月 31 日付）、永岡 茂（札幌）（平成 22 年 9 月 30 日付）

就任 内藤裕子（日歯潟）、関本由美子（福島）（平成 22 年 6 月 1 日付）、細井真弓美（北大）（平成 22 年 10 月 1 日付）

## 2 活動概要

- 1) 57 巻 2 号 平成 22 年 6 月発行 特集：第 16 回医学図書館研究会・継続教育コース
- 2) 57 巻 3 号 平成 22 年 9 月発行 特集：病気と絵本
- 3) 57 巻 4 号 平成 22 年 12 月発行 特集：図書館の新築、増改築、リニューアル

## 3 その他

- 1) JST の Journal@rchive の作業が遅れていたが、8 月に 1 巻から 15 巻の電子化を開始し、12 月に残りの冊子を作業担当のトップングラフィックに送付した。
- 2) 9 月にレファレンス事例についてのアンケートを対象者限定で実施した。
- 3) 委員の退職により退任（12 月）があったが、補充未定である。
- 4) 編集システムの改修が課題である。

## 出版委員会

### 1 委員会

#### 1) 開催

第 1 回 平成 22 年 7 月 14 日

#### 2) 委員動向

変更なし

### 2 活動概要

- 1) 「医中誌 Web の使い方（仮題）」の刊行  
医中誌 Web の改訂に合わせて 23 年度に刊行する予定である。
- 2) 「医学図書館員のための統計学入門（仮題）」の刊行  
原稿がほぼ完成し、次年度刊行予定である。
- 3) 相互貸借便覧の刊行  
「JMLA 加盟館相互利用便覧 2011」として 1 月に刊行された。

### 3 その他

- 1) 「医中誌 Web の使い方」の刊行について、医学中央雑誌刊行会と補助について合意した。
- 2) 今後の出版企画の検討が課題である。

## 80 年記念誌刊行編集委員会

### 1 委員会

#### 1) 開催

第 1 回 平成 22 年 4 月 28 日

第 2 回 平成 22 年 6 月 4 日

第 3 回 平成 22 年 7 月 5 日

第 4 回 平成 22 年 8 月 3 日

第 5 回 平成 22 年 9 月 7 日

第 6 回 平成 22 年 10 月 20 日

第 7 回 平成 22 年 11 月 19 日

第 8 回 平成 22 年 12 月 16 日

第 9 回 平成 23 年 1 月 18 日

第 10 回 平成 23 年 2 月 14 日

### 2 活動概要

- 1) 平成 23 年 3 月 8 日に完成（276 頁、上製本、500 部発行）し、平成 23 年 3 月末に機関

会員、執筆者等に送付した。

2) 第 27 回医学情報サービス研究大会（平成 22 年 8 月 22 日）で「データで見る NPO 法人日本医学図書館協会活動の進展」という演題でこれまでの編集から得られた基礎データの一部を発表した。

### 3 その他

1) 今後の 100 周年記念誌につなげるため資料を整理しておく。

## 広報委員会

### 1 委員会

#### 1) 開催

広報委員会 第 1 回 平成 22 年 11 月 22 日

ホームページ担当ワーキンググループ 第 1 回 平成 22 年 11 月 22 日

#### 2) 委員動向

広報委員会 変更なし

ホームページ担当ワーキンググループ

退任 四釜禎央（北療）、西野正敏（福井）、安田多香子（愛がん）、善見尚子（関西）、前田朋彦（徳島）、今林安雄（九大）（平成 22 年 5 月 31 日付）

就任 首藤佳子（北大）、中越晴彦（松歯）、富田一文（愛歯）、中西綾（和歌）、山田智美（岡山）、小柳貴俊（九大）（平成 22 年 6 月 1 日付）

### 2 活動概要

1) JMLA ホームページのメンテナンスを行った。

2) 総務会・渉外担当理事との連携体制の確立を図った。

### 3 その他

1) 協会案内パンフレットを更新作成する予定である。

2) JMLA の商標登録について検討中である。

## 雑誌委員会

### 1 委員会

1) 開催 第 2～4 回は日本薬学図書館協議会と合同開催

第 1 回 平成 22 年 6 月 28 日

第 2 回 平成 22 年 7 月 13 日

第 3 回 平成 22 年 8 月 27 日

第 4 回 平成 23 年 1 月 21 日

#### 2) 委員動向

変更なし

### 2 活動概要

1) 日本薬学図書館協議会（JPLA）雑誌問題検討委員会と合同で、出版元・代理店と平成 23 年コンソーシアム提案の交渉を行った。33 製品について提案があり、30 製品が成立した。

2) JPLA 雑誌問題検討委員会と合同で、平成 22 年度電子ジャーナル・コンソーシアム説明会を開催した。

・近畿地区（平成 22 年 9 月 27 日 大学コンソーシアム大阪）

参加者 53 名（JMLA29 名、JPLA24 名）参加企業：展示 20 社、プレゼン 17 社

・関東地区（平成 22 年 9 月 29 日 毎日コミュニケーションズ）

参加者 111 名（JMLA56 名、JPLA55 名）参加企業：展示 20 社、プレゼン 18 社

- 3) 分担購入活動は、電子化が著しい現状にあつては分担すべき資料の変化も激しく、分担購入の意義も見失われつつあると思われることから、分担購入の任務を見直すこととした。
  - 4) 電子ジャーナル・コンソーシアム説明会の協会事業化に向けた協議を、中央事務局、JPLA と行った。
  - 5) 平成 23 年度電子ジャーナル・コンソーシアム説明会開催および出版元・代理店との交渉について、日程を準備調整した。
  - 6) 出版元・代理店が配布する提案書や提案早見表の書式を検討するためのワーキンググループを立ち上げた（メンバー：江幡歌奈子（東邦）、南野典子（慶應）、高沢千鶴子、若生政江（以上、JPLA））。
- 3 その他
- 1) 分担購入活動の見直しが検討課題である。
  - 2) 近畿地区での電子ジャーナル・コンソーシアム説明会開催の対応について検討する。

## 教育・研究委員会

### 1 委員会

#### 1) 開催

第 1 回 平成 22 年 4 月 20 日	第 2 回 平成 22 年 7 月 16 日
第 3 回 平成 22 年 9 月 10 日	第 4 回 平成 22 年 12 月 16 日
日本薬学図書館協議会との合同委員会	
第 1 回 平成 22 年 6 月 18 日	第 2 回 平成 22 年 7 月 16 日
第 3 回 平成 22 年 11 月 20 日	
認定資格運営委員会との連携による専門職能力開発プログラム推進委員会	
第 1 回 平成 22 年 7 月 29 日	第 2 回 平成 22 年 9 月 9 日
第 3 回 平成 22 年 12 月 17 日	第 4 回 平成 23 年 2 月 17 日

#### 2) 委員動向

就任 市川美智子（愛医）（平成 22 年 6 月 1 日付） 真下美津子（連中）（平成 23 年 1 月 27 日付）

### 2 活動概要

- 1) 第 81 回日本医学図書館協会総会・分科会（運営：理事会・中央事務局、会場：日本歯科大学）  
分科会 A～D を開催し、分科会 B「医学図書館員の専門性とキャリア育成」を認定資格運営委員会と合同で開催

2) 第 17 回医学図書館員基礎研修会（事務局：富山大学医薬学図書館）

3) 第 17 回医学図書館員研究会・継続教育コース（事務局：東京大学医学図書館）

以上、協会主催の 1) ～ 3) の詳細については「2. 2 研修会」参照

4) 第 7 回情報プロフェッショナルシンポジウム（略称：INFOPRO2010）後援

期 日：平成 22 年 11 月 18 日～19 日

会 場：日本科学未来館

実行委員として 1 名協力

5) 第 12 回図書館総合展（日本薬学図書館協議会との共催によるフォーラム）

期 日：平成 22 年 11 月 26 日

会 場：パシフィコ横浜

参加者：100名（うちJMLA31名、JPLA18名）

テーマ：『新しい医学・健康情報の形－「医薬品情報学」と「健康と病いの語り」－』

6) 研究助成および海外研修助成の募集

研究助成については、応募が1件あり、採択された。海外研修助成については、応募がなかった。

7) 公共図書館向け医療・健康情報サービス研修会プログラム開発、講師養成

・「健康情報ワークショップ in 静岡」

研修会の講義内容とテキスト作成について検討するため、静岡県の公共図書館員、病院図書館員を交えて意見交換、実習、作業等を行った。

期 日：平成22年10月5日～6日

会 場：静岡県総合研修所もくせい会館

参加者：25名

・平成22年度岐阜県公共図書館協議会職員研究集会にて研修を実施

期 日：平成22年12月1日

会 場：瑞浪市民図書館視聴覚室

講 師：柚木聖、塚田薫代（以上、個人）、市川美智子（愛医）、加納邦子（横浜中央図書館）

受講者：21名

・平成22年度図書館振興事業団助成に応募したが、不採択となった。

8) 医中誌受託事業「一般の方への医中誌 Web の提供についての調査」

平成21年度調査報告書を提出し、平成22年度調査を実施した。

9) 「専門能力開発に関するアンケート調査」報告書作成

10) ヘルスサイエンスおよび関連分野の情報サービス専門家に必要な知識と技術の範囲の検討および教育大綱の原案検討

11) 文献検索講習会のカリキュラム作成

12) 教育プログラムマニュアル改訂

13) 文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」委託事業 北海道医療大学主催平成22年度「地域格差のない医療情報提供のための薬剤師・看護師教育プログラム」に文献検索講師として河合富士美（聖ルカ）と諏訪部直子（杏林）を派遣した。

14) 北海道地域連携シンポジウム「健康・医療情報シンポジウム2010 in 北海道」に協賛

期 日：2010年9月23日

会 場：札幌市中央図書館

参加者：70名

3 その他

1) 奨学基金規程第3条「(2) 国内で開催される会議等に海外からの参加者、講師等を招聘する費用を助成」する事業の運用案を策定する。

2) ヘルスサイエンスおよび関連分野の情報サービス専門家に必要な知識と技術の範囲を確定し、協会にふさわしい専門職能力開発プログラムを策定する。

3) 公共図書館における医療・健康情報サービス研修会のカリキュラム構築、テキストの作成、運営マニュアル整備を行う。

4) 公共図書館における医療・健康情報サービス研修会の講師を担当する人材を養成する。

5) 3) と4) の事業を行う目的で助成金申請について検討する。

## 認定資格運営委員会

### 1 委員会

#### 1) 開催

第1回 平成22年 9月10日

第2回 平成22年12月17日

第3回 平成23年 2月16日

#### 2) 委員動向

退任 佐藤淑子（東女）（平成22年5月31日付）

就任 城山泰彦（順天）（平成22年6月1日付）

### 2 活動概要

#### 1) 「ヘルスサイエンス情報専門員」の認定申請の実施（2回）

2) 認定者 第14回 基礎 6名  
中級 1名（更新0）  
上級 3名（更新1）

第15回 基礎 17名  
中級 4名（更新1）  
上級 2名（更新1）

第15回までの認定資格保有者255名（基礎183名、中級23名、上級49名）

#### 3) 教育・研究委員会との連携推進

教育研究委員会委員長と、医学図書館員基礎研修会のポイントの教え方について確認した。次回研修会からポイント数をあらかじめ提示して広報する旨依頼した。

#### 4) その他の活動

- ・第14回申請分より、雇用者等への通知文書の送付を開始
- ・「協力会員」も認定申請において会員扱い。書類の整備や広報での対応を確認
- ・協会80年記念誌の原稿提出  
酒井由紀子「JMLA認定資格制度『ヘルスサイエンス情報専門員』」
- ・平成22年度第96回全国図書館大会奈良大会第14分科会「認定司書制度司書のキャリア形成—認定司書制度が始まります！」（9月17日 奈良女子大学）において発表  
酒井由紀子「認定資格『ヘルスサイエンス情報専門員』制度の取組」
- ・「病院図書館」へ原稿提出  
酒井由紀子「『ヘルスサイエンス情報専門員』と図書館員の専門性
- ・チラシ・ポスターによる広報  
第81回日本医学図書館協会総会 5月28～29日（日本歯科大学）  
第17回医学図書館員基礎研修会 8月9～11日（富山大学五福キャンパス）  
第41回日本看護図書館協会研究会 8月26～27日（熊本保健科学大学）  
第27回医学情報サービス研究大会 8月21～22日（いわき明星大学）  
平成22年度第96回全国図書館大会奈良大会 9月17日（奈良女子大学）  
第6回日本看護図書館協会新人研修会 11月6日（国際医療福祉大学 小田原キャンパス）  
第17回医学図書館研究会・継続教育コース 11月10～12日（東京大学医学部教育研究棟）  
図書館総合展フォーラム 11月24日～26日（パシフィコ横浜）  
第2回病院図書室新任担当者研修会および研修会 11月26日～27日（晴海グランド）

ホテル、東京ファッションタウンビル)

- ・出版物での広報  
「医学図書館」、「情報管理」、「図書館雑誌」、「薬学図書館」、「病院図書館」(以上、無料)、「看護と情報」(有料)
- ・メーリングリスト/掲示板での広報  
JMLA-ML、JMLA-Shunin、medlib-j、JPLA-ML、Patient-l、東海目録 ML、リテリス、日本病院ライブラリー協会
- ・認定資格申請者向け「わかりやすい Q&A」の整備
- ・第 15 回認定より Web 名簿に有効期限を付与

### 3 その他

- 1) プロモーショングッズの作成など、多面的な広報活動の推進
- 2) 規程改正+ポイント表改訂
- 3) 業務分掌の文書化
- 4) 「専門職能力開発に関するアンケート調査」(2010 年 2 月実施)結果と、専門職能力開発プログラム推進委員会の検討内容を踏まえた段階的な認定資格制度の要件などの見直し

## 専門職能力開発プログラム推進委員会

専門職能力開発に関するアンケート調査とプログラムの策定を目的として、教育担当理事、認定資格運営委員会委員長、教育・研究委員会委員長で構成する合同会議が設置され、正式な委員会とすることが承認された。

### 1 委員会

#### 1) 開催

- 第 1 回 平成 22 年 7 月 29 日
- 第 2 回 平成 22 年 9 月 9 日
- 第 3 回 平成 22 年 12 月 17 日
- 第 4 回 平成 23 年 2 月 17 日

### 2 活動概要

- 1) 「専門職能力開発に関するアンケート調査」報告書を作成し、第 81 回日本医学図書館協会総会において、調査結果を報告した。
- 2) 第 81 回日本医学図書館協会総会・分科会  
分科会 B において、専門職能力開発に関するアンケート調査に基づいた提言を発表した。
- 3) 新カリキュラムの検討(継続)
- 4) 第 58 回日本図書館情報学会研究大会において専門職能力開発に関するアンケート調査結果を発表した。
- 5) 「医学図書館」に専門職能力開発に関するアンケート調査の概要と提言を掲載した。

### 3 その他

- 1) 「専門職能力開発に関するアンケート調査」報告書と提言に基づき、作業を進める。
  - ・ヘルスサイエンス図書館員の知識と技能の範囲を規定する
  - ・新カリキュラムを作成する
  - ・新カリキュラムを前提とした認定資格の改正案を作成する
- 2) 前項 3 項目の委員会案を作成し、分科会、地区会などを通じて会員のフィードバックを得て最終案を作成する。平成 24 年度に理事会承認を得ることを目標とする。

- 3) 新カリキュラム案に基づく研修会を試験的に開催する。
- 4) 会員および関係者との意見交換のためメーリングリストを設置する。

## 受託事業委員会

### 1 委員会

#### 1) 開催

事業ごとに活動しているため全体の委員会は開催していない。

#### 2) 委員動向

退任 四方田均（鶴歯）（平成 22 年 9 月 30 日付）

就任 北川正路（慈恵）（平成 22 年 10 月 1 日付）

### 2 活動概要

#### 1) 診療ガイドライン作成支援（診療ガイドラインワーキンググループ）

22 件の新規ガイドラインを受託した。また、人材育成として「文献検索講習会上級編」を平成 22 年 3 月 7～8 日に開催した。会場：東邦大学習志野メディアセンター 受講者：17 名（うち 1 名非会員）

#### 2) 研修・講義受託事業 ※詳細については教育・研究委員会活動報告を参照。

- ・公共図書館向け医療・健康情報サービス研修プログラム開発と講師養成のための健康情報ワークショップ in 静岡
- ・平成 22 年度岐阜県公共図書館協議会職員研究集会にて研修を実施
- ・医学中央雑誌刊行会受託事業「一般の方への医中誌 Web の提供についての調査」

### 3 その他

- 1) JMLA の社会的、学術的活動の普及（広報）に努める。
- 2) 受託事業を通して会員のスキルアップを図る。
- 3) 会員の負担の平均化を図る。
- 4) 受託による事業収入の安定化を図る。

## 協会賞・奨励賞選考委員会

### 1 委員会

#### 1) 開催

第 1 回 平成 23 年 3 月 2 日

#### 2) 委員動向

変更なし

### 2 活動概要

#### 1) 選考経過

平成 22 年度の協会賞・奨励賞については、公募締切日までに応募がなかったため選考委員会委員から推薦された候補について慎重に審査し、協会賞 1 件、奨励賞 1 件を決定した。

#### 2) 平成 22 年度協会賞・奨励賞選考結果

協会賞 酒井由紀子（慶應義塾大学信濃町メディアセンター）

対象論文

LibQUAL+®（ライブカル）による図書館サービス品質管理：慶應義塾大学信濃町メディアセンターにおける実施 医学図書館. 2010;57(2):181-6

NLM コレクション構築マニュアルの翻訳、JMLA 認定資格制度の推進に関する活動、

その他 JMLA に係る活動に対して協会賞に値するものである。  
奨励賞 細矢敬子、古関美津子（東京慈恵会医科大学学術情報センター図書館）  
対象論文  
図書館員による情報リテラシー教育への参加：医学科 4 学年への演習を担当して  
医学図書館. 2010; 57(2):165-70

## 国立ライフサイエンス情報センター（仮称）推進準備委員会

### 1 委員会

#### 1) 開催

第 1 回 平成 22 年 10 月 1 日

第 2 回 平成 23 年 2 月 2 日

（平成 23 年 3 月 11 日（金） 第 3 回委員会を開催したが、開始後約 30 分で大地震の発生により中断ののち中止）

#### 2) 委員動向

変更なし

### 2 活動概要

#### 1) 国立施設の必要性、JMLA としての取り組み方の検討を開始した。

委員会名を含め委員会の位置づけを検討した。

平成 17 年度最終報告（改訂版）を再検討し、その後の関連機関の取り組みや社会環境の変化を意見交換した。

国立施設は依然として必要との認識で一致するものの、協会としての今後の活動方針に関して討議し、23 年度総会にて会員の意見を聴くと共に、来年度の行動計画を策定した。

#### 2) ホームページ「からだところの情報センター」については、関連 6 団体にて協議を活発化させ、ホームページの内容更新を含め、維持拡充しつつある。

### 3 その他

#### 1) 具体化させるための議論を効率良く充分に行なう。協会内部の意思統一をはかる方策を早く見出す。

## 組織・制度委員会

### 1 委員会

#### 1) 開催

第 1 回 平成 22 年 10 月 8 日

第 2 回 平成 23 年 2 月 10 日

#### 2) 委員動向

変更なし

### 2 活動概要

#### 1) 「規程類の表記の統一についての組織・制度委員会作業方針」

作業方針について、本委員会の改正案をまとめ、理事会に提案して承認を得た。

#### 2) 協会組織図の改正案

組織図改正について、本委員会の案をまとめ、理事会に提案して承認を得た。

#### 3) 定款の改正案

改正案の骨子を作成し、理事会に提案して承認を得たため、第 82 回総会で協議するための準備を進めた。



### 3 その他

#### 1) 定款の改正

平成 23 年度第 1 回理事会で承認された定款の改正案に関して、第 82 回総会にて協議、承認を願いたい。

現在の定款は、平成 15 年に JMLA が NPO 法人化された際に作成した。NPO としての活動を進めていく中で、現定款では JMLA の各活動の現状と一致しない点が明らかになり、第 82 回総会では、現状に即した定款とするように変更を提案する。

特に、会員種別に関しては、正会員 A 及び B の区分が明確でなかったが、本変更案では、大学・学部の図書館を正会員 A、病院、研究所等非営利団体の図書館を正会員 B とした。変更案が承認されたら、正会員 B から正会員 A に変更となる図書館が発生するので、留意を願いたい。

## 2. 2 研修会

### 第81回日本医学図書館協会総会・分科会

期 日：平成22年5月28日～29日

会 場：日本歯科大学

テーマ：A これからの電子メディア

B 医学図書館員の専門性とキャリア育成

C 図書館のデザイン戦略

D 病院図書館と看護図書館の連携

### 第17回医学図書館員基礎研修会

期 日：平成22年8月9日～11日

会 場：富山大学五福キャンパス

テーマ：医学図書館員の基礎知識：よりよいサービスを提供するために

参加者：51名（うち薬図協8名、その他12名）

協会ホームページアドレス：

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/event/kako/kiso-back/17kiso/kiso-17.html>

日本薬学図書館協議会と協賛した。

### 第17回医学図書館研究会・継続教育コース

期 日：平成22年11月10日～12日

会 場：東京大学医学部、東京大学医学図書館、日本大学大学院総合科学研究科

テーマ：ベストサポーターを目指して、スキルアップ！

参加者：研究会 51名（うち薬図協3名、その他7名）（発表者13名）

継続教育コース1 43名（うち薬図協3名、その他7名）

継続教育コース2 38名（うち薬図協1名、その他6名）

協会ホームページアドレス：

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/event/kako/res-back/17th/17res.html>

日本薬学図書館協議会と協賛した。

# 規 程 集

## 3 規程集

### 3. 1 定 款

#### 特定非営利活動法人日本医学図書館協会定款

##### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会と称し、英文名を NPO The Japan Medical Library Association とする。

(事務所等)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。必要に応じ支部を置くことができる。

##### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、保健・医療その他関連領域の図書館事業の振興並びに情報の流通に関する調査、研究及び開発を推進することによって、図書館を利用するものがより広く、高度の知識を習得できるようにし、もって保健・医療その他関連領域の進歩発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 保健・医療関連図書館に関する調査、研究並びに開発
- (2) 機関誌及び刊行物の発行
- (3) ホームページによる広報
- (4) 保健・医療関連図書館及びその蔵書に関する情報の収集、提供、相互利用
- (5) 保健・医療関連図書館に関する教育普及及び認定資格事業
- (6) 国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

##### 第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次の6種とし、維持会員以外の会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員A 本会の目的に賛同して入会した保健系大学学部の図書館

- (2) 正会員B 本会の目的に賛同して入会したA会員以外の大学、病院、研究所等非営利団体の図書館
- (3) 正会員C 本会の目的に賛同して入会したA、B会員以外の図書館
- (4) 正会員D 本会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (5) 協力会員 本会の事業に協力するために入会した公益団体
- (6) 維持会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体  
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、1名を専務理事とする。

(選任等)

第14条 会長及び理事は、総会において選任する。

2 専務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。
- 5 監事は、総会で選任する。
- 6 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。
- 7 役員を選任方法については細則を別に定める。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(総務会等)

第20条 本会の日常業務を円滑に執行処理するため、理事会の下に総務会を置く。

- 2 総務会は、専務理事のほか会長が指名する若干名の理事をもって構成する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委員会等)

第21条 理事会は担当する会務の執行に必要な委員会を置くことができる。

2 理事会が必要と認めたととき、その他に臨時委員会を置くことができる。

## 第5章 地区会、評議員、名誉顧問及び会友

(地区会)

第22条 本会は事業遂行のため、会員の所在地により地区ごとに地区会を置く。

2 地区会は維持会員以外の会員をもって構成する。

3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(評議員等)

第23条 本会に、評議員を置く。

2 評議員は、会長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(名誉顧問及び会友)

第24条 本会に、名誉顧問及び会友を置くことができる。

2 名誉顧問及び会友に関する細則は別に定める。

## 第6章 中央事務局等

(中央事務局)

第25条 本会に、事務を処理するため中央事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が任免し、職員は会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第7章 会議

(種別)

第26条 本会の会議は、総会、理事会、評議員会の3種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第27条 総会は、社員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第28条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 会員の除名

(5) 役員を選任、解任、職務及び報酬

(6) 事業報告及び収支決算

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他本会の運営に関する必要な事項
- 3 評議員会は、本会の業務に関する事項について、会長の諮問に応じ審議する。  
(開催)

第29条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 維持会員以外の会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 4 評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 評議員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
- (招集)

第30条 前条第2項第3号の場合を除き、総会、理事会及び評議員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。また、前条第4項第2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に評議員会を招集しなければならない。
- 3 総会、理事会及び評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも30日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第31条 総会、理事会及び評議員会の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に規則を定めることができる。

(議長)

第32条 総会の議長は出席した維持会員以外の会員のうちから会長が指名し、理事会の議長は出席した理事のうちから会長が指名する。また、評議員会の議長は出席した評議員のうちから会長が指名する。

(定足数)

第33条 総会は、維持会員以外の会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第34条 総会、理事会及び評議員会における決議事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会、理事会及び評議員会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した維持会員以



外の会員又は理事（以下「構成員」という。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第35条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した構成員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第36条 総会、理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印した上、この議事録を本会の事務所において5年間備え置く。

## 第8章 資産及び会計

（資産の構成）

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）財産目録に記載された資産

（2）入会金及び会費

（3）寄付金品

（4）財産から生じる収入

（5）事業に伴う収入

（6）その他の収入

（資産の区分）

第38条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第40条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第41条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならないものとし、次の総会に報告することとする。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。  
2 予備費を使用するときは、総務会の議決を経なければならない。ただし、次の理事会及び総会に報告することとする。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した維持会員以外の会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 維持会員以外の会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、維持会員以外の会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに譲渡する。

(合併)

第51条 本会が合併しようとするときは、総会において維持会員以外の会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定めることができる。

### 附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。  
会 長 清水 英佑  
専務理事 殿崎 正明  
理 事 茂幾 周治 高野 史子 北川 正路 吉江 吉夫  
平 紀子 奈良岡 功 磯野 威 土佐 智義  
監 事 新井 勉 星 和夫
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、初年度は短期間につき免除する。

正会員A(団体)	入会金	100,000円	年会費	80,000円
正会員B(団体)	入会金	50,000円	年会費	40,000円
正会員C(団体)	入会金	100,000円	年会費	100,000円
正会員D(個人)	入会金	3,000円	年会費	10,000円
協力会員(団体)	入会金	100,000円	年会費	80,000円
維持会員(個人)	入会金	なし	年会費	1口 5,000円 (1口以上)
維持会員(団体)	入会金	なし	年会費	1口 100,000円 (1口以上)

### 附 則

この定款は、平成23年2月10日から施行する。

### 3. 2 細 則

#### 入会及び退会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第7条、第8条及び第10条の規定に基づき、入会及び退会に関し、必要な事項を定める。

(入会申込書)

第2条 定款第7条第2項に規定された入会申込書の様式を別紙のように定める。

(入会金及び会費)

第3条 入会金及び会費の額は次のとおりとする。

(1)	正会員A (団体)	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円
(2)	正会員B (団体)	入会金	50,000 円	年会費	40,000 円
(3)	正会員C (団体)	入会金	100,000 円	年会費	100,000 円
(4)	正会員D (個人)	入会金	3,000 円	年会費	10,000 円
(5)	協力会員 (団体)	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円
(6)	維持会員 (個人)	入会金	なし	年会費 1 口	5,000 円 (1 口以上)
(7)	維持会員 (団体)	入会金	なし	年会費 1 口	100,000 円 (1 口以上)

(退会)

第4条 定款第10条の規定に基づき退会する会員の退会届は別紙の様式とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

(様式1：正会員A、B、C用)

年 月 日

## 入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

住 所 〒

図書館名  
(団体名)  
代 表 者

印

貴協会に、正会員（A、B、C）として入会を申し込みます。  
なお、事務連絡は下記へお願いします。

記

連絡先

〒  
氏 名

電 話 (内線 )

F A X

E-mail

(様式2：正会員D用)

年 月 日

## 入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

氏 名 印

貴協会に、正会員D（個人会員）として入会を申し込みます。  
なお、事務連絡は下記へお願いします。

記

刀がナ

1. 氏 名

2. 住 所 〒

電 話

F A X

E-mail

3. 勤務先

所属部署

所在地 〒

電 話 (内線 )

F A X

E-mail

(様式3：協力会員用)

年 月 日

## 入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

住 所 〒

団 体 名

代 表 者

印

貴協会の趣旨に賛同し、協力会員として入会を申し込みます。  
なお、事務連絡は下記へお願いします。

記

連絡先

フリガナ  
氏 名

電 話 (内線 )

F A X

E-mail

(様式4：維持会員 個人用)

年 月 日

## 入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

氏 名 印

貴協会の趣旨に賛同し、維持会員（個人、口）として入会を申し込みます。  
なお、事務連絡は下記へお願いします。

記

刀がナ

1. 氏 名

2. 住 所 〒

電 話

F A X

E-mail

3. 勤務先

所属部署

所在地 〒

電 話 (内線 )

F A X

E-mail



(様式5：維持会員 団体用)

年 月 日

## 入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

住 所 〒

団 体 名

代 表 者

印

貴協会の趣旨に賛同し、維持会員（団体、 口）として入会を申し込みます。  
なお、事務連絡は下記へお願いします。

記

連絡先

フリガナ  
氏 名

電 話 (内線 )

F A X

E-mail

(団体会員用)

年 月 日

## 退 会 届

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

住 所 〒

図書館名  
(団体名)  
代 表 者

印

貴協会を下記の理由により、退会いたします。

記

理由

(個人会員用)

年 月 日

## 退 会 届

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

氏 名 印

貴協会を下記の理由により、退会いたします。

記

理由

## 役員選任に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第14条第7項の規定に基づき、役員を選任方法に関し、必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 評議員及び評議員会に関する細則第2条第2項に基づき設置される選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、役員選挙に関わる事務を統括する。

2 委員会は、評議員の互選によって構成し、3名以上5名以内とする。委員長は委員会で互選する。

3 委員会は、役員選挙に関わる問題の処理について、評議員会に必要な助言を求めることができる。

(選挙の公示)

第3条 委員会は、役員が選任される総会の150日前までに役員選挙を公示し、立候補者を公募するとともに、地区会に候補者の推薦を依頼する。

2 公示する内容は次のとおりとする。

- (1) 理事会の決定する理事の公募定数
- (2) 理事会の決定する監事の公募定数
- (3) 選挙管理委員会名簿
- (4) その他、委員会が必要と認める事項  
(候補者の資格及び要件)

第4条 候補者は、立候補者と地区会から推薦された者とする。

2 正会員A、B及びCに所属する個人並びに正会員Dは候補者になることができる。

3 立候補者は、別紙様式の役員候補者届を委員会に提出しなければならない。

4 地区会は、公募定数以内の候補者を推薦することができる。

5 委員会は、地区会推薦候補者に対して別紙様式の役員候補者届によって本人の受諾を確認する。

6 選挙管理委員が候補者となった場合は委員を辞任することとし、委員会は評議員会に対して委員の補充を依頼できるものとする。

(候補者の受付)

第5条 委員会は、定款第14条及び本細則第4条の規定に基づき、提出された役員候補者届を受理する。

2 委員長は、候補者受付の結果を評議員会に報告する。

(会長候補者の推薦)

第6条 委員会は、評議員及び評議員会に関する細則第2条第3項に基づき、評議員会から会長候補者1名の推薦を受ける。

(候補者の公示)

第7条 委員会は、会長候補者、理事及び監事候補者を選挙広報によって公示する。

(選挙の方法)

第8条 選挙の方法は次のとおりとする。

- (1) 投票は郵送によって行う。
- (2) 投票権を有する会員は、正会員及び協力会員とする。

- (3) 正会員A、B、C及び協力会員の代表者が正会員Dでもある場合は、それぞれの投票権を行使できるものとする。
- (4) 選挙は、投票権を有する会員の3分の1以上の投票によって成立する。
- (5) 開票は、会長が委嘱する正会員立会人2名のもとに、委員会が行う。
- (6) 投票の有効、無効の判定は委員会が行う。
- (7) 会長候補者は、有効投票総数の過半数の得票を得た場合に信任されたものとする。
- (8) 理事候補者は、有効投票総数の過半数の得票を得た者のうちで得票数の順に当選者とする。
- (9) 監事候補者は、有効投票総数の過半数の得票を得た者のうちで得票数の順に当選者とする。
- (10) 得票数が同数の場合は、抽選により当選者を決定する。
- (11) 有効投票総数の過半数の得票を得た非当選者を補欠者とする。
- (12) 候補者数が公募定数以内の場合も投票を行う。
- (13) 選挙方法に関する詳細は、役員選挙実施要領に定める。

(選任)

第9条 投票結果及び当選者は総会における会員の承認によって有効とする。

(補充と増員)

第10条 役員を補充又は増員する場合は、補欠者のなかから得票数が多い順に選任する。

(選挙不成立への対応等)

第11条 本細則の定めによる役員選任が困難となった場合、評議員会は対策を講じるものとする。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年11月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月18日から施行する。

## (別表) 理事職務

職務名		人数	担当委員会
会長		1名	
専務理事		1名	総会組織委員会
理事	総務会担当	兼務	
	財政担当	2名	
	組織・制度担当	1名	組織・制度委員会
	企画・調査担当	1名	企画・調査委員会
	出版・編集担当	1名	機関誌「医学図書館」編集委員会
			出版委員会
	広報担当	2名	広報委員会
			ホームページ担当ワーキンググループ
	雑誌担当	2名	雑誌委員会
	教育・研究、認定資格 及び協会賞・奨励賞選 考担当	2名	教育・研究委員会
			医学図書館員基礎研修会実行委員会
医学図書館研究会実行委員会			
継続教育コース実行委員会			
健康情報サービス研修ワーキンググループ	2名	研究助成選考委員会	
		海外研修事業（審査委員会）	
		認定資格運営委員会	
協会賞・奨励賞選考委員会	2名	奨学委員会（休止）	
		奨学委員会（休止）	
受託担当	2名	受託事業委員会	
その他の臨時的職務	若干名	診療ガイドラインワーキンググループ	
		国立ライフサイエンス情報センター（仮称）推進準備委員会	
		専門職能力開発プログラム推進委員会	
		相互利用マニュアル検討委員会（休止）	
		会員増加推進ワーキンググループ（休止）	
		その他	

注1 総務担当以下、それぞれの人数と分担は理事会で決定する。

2 職務を兼務する場合がある。

3 役員選挙管理委員会は評議員会が所管する。

(別紙様式：役員選挙管理委員会宛)

## 役員候補者届

フリガナ  
氏 名

印

生年月日

役員種別            理事            監事

候補種別            立候補            推薦（推薦地区会名            ）

会員種別            正会員    A    B    C    D

所 属

職 歴

協会役員・委員歴及び実績

所 信

## 理事会の運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第31条の規定に基づき、理事会の運営に関し、必要な事項を定める。

(理事会の運営)

第2条 理事会は、定款第27条第2項及び第30条により、理事をもって構成し、会長がこれを招集する。

2 理事会の議長は、定款第32条により、出席した理事のうちから会長が指名する。なお、会長が欠席の場合は専務理事が職務を代行する。

3 理事会は、定款第33条第2項により、理事総数の過半数の出席をもって成立する。

4 理事会の議事は、定款第34条第2項により、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 監事は、定款第15条第4項第5号により、理事会に出席し意見を述べることができる。

6 理事会は、定款第21条により、理事会の下に事業目的達成のために必要な委員会を置くことができる。

7 理事会は、会長の指示により必要な事項を審議する。

(理事会の審議事項)

第3条 定款が定める理事会の審議事項は、次の事項を含む、特定非営利活動法人日本医学図書館協会の運営に関する重要事項全般とする。

(1) 定款及び規則類の制定・改廃に関すること。

(2) 理事の担当業務に関すること。

(3) 事業計画及びこれに伴う収支予算に関すること。

(4) 事業報告及び決算に関すること。

(5) 会員の除名に関すること。

(6) 入会金及び会費に関すること。

(7) 総会組織委員会に関すること。

(8) 総会の議決した事項及び運営に関すること。

(9) 名誉顧問及び会友に関すること。

(10) 事務局の組織及び運営に関すること。

(11) 役員の補充に関すること。

(12) その他、事業目的達成のために必要な事項

(改廃)

第4条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成16年4月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月18日から施行する。



## 地区会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第22条第3項の規定に基づき、地区会に関し、必要な事項を定める。

(地区会の目的及び事業)

第2条 地区会は、協会の事業を遂行するために必要な地域的活動を行う。

2 地区会は、定款第4条第4項の規定に基づき、地域の関連団体と連携し、研修活動を推進するものとする。

(地区会の区分及び名称)

第3条 地区会は、北海道地区会、東北地区会、関東地区会、北信越地区会、東海地区会、近畿地区会、中国・四国地区会、九州・沖縄地区会の8地区会とする。

2 地区会の名称は「特定非営利活動法人日本医学図書館協会（地区会名）地区会」とする。

3 各地区会に属する都道府県は以下のとおりとする。

地区会	都道府県
北海道地区会	北海道
東北地区会	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地区会	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北信越地区会	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
東海地区会	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地区会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国地区会	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄地区会	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(地区会会員)

第4条 協会正会員及び協力会員（以下「会員」という。）は入会時に、機関の所在地又は個人の居住地の地区会に所属するものとする。

2 会員が所属する地区会の変更を希望する場合は、理事会の承認を得ることとする。

(組織・運営)

第5条 地区会には事務局を置き、組織構成、運営等に関する事項を地区会会則に定め、理事会に提出するものとする。

2 地区会の運営に要する経費について、協会に要求することができる。

3 研修会等地区会独自の事業に必要な経費については、協会からの配分金のほか、参加費等を徴収することができる。

4 地区会の主催する研修等の事業には、会員以外の者を参加させることができる。

(地区会事務局)

第6条 地区会事務局は、本細則及び地区会会則に規定される地区会の任務を遂行する。

2 地区会事務局は中央事務局との連絡網を設置し、協会と地区会の連絡調整を行う。

3 地区会事務局の連絡会議が必要な場合は会長が招集する。ただし、特定の地区会に限定さ

れる会議は、当該地区会の合意で開催することができる。

- 4 連絡会議の議長は出席者の互選とし、議題、運営等は出席者の合意により決める。
- 5 連絡会議には、議題に関連する担当理事等の出席を求めることができる。
- 6 連絡会議の経費は協会が負担する。
- 7 連絡会議の庶務は中央事務局が担当する。

(評議員の選出)

第7条 地区会は、評議員及び評議員会に関する細則第4条第1項に基づき、評議員1名を選出し、会長に推薦する。

(役員等の推薦)

第8条 地区会は、役員選任に関する細則に基づき、役員候補者を推薦することができる。

- 2 地区会は、名誉顧問及び会友に関する細則に基づき、会友を推薦することができる。

(総会議案の準備)

第9条 地区会は、総会運営に関する細則第11条に基づき、会員から提出される総会議案を取りまとめなければならない。

(報告義務)

第10条 地区会は、会則の変更、当該年度の活動を理事会に報告するものとする。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月22日から施行する。
- 2 この細則の適用については、地区会の事情により理事会の承認のもとに2年以内の適用留保期間を設けることができる。

附 則

この細則は、平成17年10月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

## 評議員及び評議員会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第23条第3項及び第31条に基づき、評議員及び評議員会に関し、必要な事項を定める。

(評議員の任務)

第2条 評議員は評議員会を組織し、定款第28条第3項に基づき、協会の中長期的目標及び当面の重要課題について会長の諮問に答える。

- 2 評議員会は、役員選挙において、役員選挙管理委員会を組織し、選挙の公平な実施のために会長及び選挙管理委員会に対して助言する。
- 3 評議員会は、役員選挙において、理事候補者のうちから1名を会長候補者として推薦する。

4 役員選挙の詳細については、役員選任に関する細則に定める。

(評議員会の構成)

第3条 評議員会は、地区会が推薦する評議員と会長が指名する評議員とで構成する。

(評議員の選出)

第4条 各地区会は、地区会会員のうちから評議員1名を選出し、会長に推薦する。

2 会長指名の評議員は3名以内とし、会員に限定しない。会長はその選任について理事会の助言を求めることができる。

3 評議員は会長が委嘱し、総会において報告する。

(評議員の任期及び欠員補充)

第5条 評議員の任期は就任が報告された総会から2年後の通常総会までとし、再任を妨げない。

2 地区会選出評議員と会長指名評議員を交互に改選する。

3 地区会選出評議員の欠員補充はその地区会が行い、会長指名評議員の欠員補充は会長が行う。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 評議員会の定例会議を通常総会終了後速やかに開催する。

2 定例会議において評議員会議長を互選し、会長の指名を受ける。議長の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 定例会議のほかに、定款第29条第4項の規定に基づき会議を開催することができる。

4 会議には、評議員のほかに会長と専務理事が出席するものとする。会長は、必要に応じて、その他の理事等の出席を求めることができる。

5 会議の書面表決等は、定款第35条を準用する。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成19年4月20日から施行する。

2 第3条及び第4条の規定に関わらず、この改正細則が施行された日に評議員であった者の任期は、改正前の細則に従うこととする。

3 第5条の規定に関わらず、この改正細則施行後最初に会長が指名する評議員の任期を1年とする。

## 名誉顧問及び会友に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第24条第2項の規定に基づき、名誉顧問及び会友に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 協会の運営、活動、その他について、特に功績顕著な機関会員に所属する個人及び個人会員を名誉顧問として推戴することができる。

2 協会の運営等について功績のあった会員が、その職を離れた場合、本人の希望により会友として推薦することができる。

(推戴・推薦手続)

第3条 名誉顧問は、会長経験者を対象に会長若しくは理事会が発議し、会長が委嘱する。

2 会友は、60歳以上で2期以上の理事経験者又は同等の功績がある者を対象に、地区会の推薦により、理事会が発議し、会長が委嘱する。

(総会への報告)

第4条 前条の規定により名誉顧問又は会友となった者は、総会において報告する。

(権利)

第5条 名誉顧問及び会友は、次の権利を有する。

(1) 名誉顧問

- イ 会長の求めに応じて意見を述べること。
- ロ 総会に出席し意見を述べること。
- ハ 機関誌の配布を受けること。
- ニ 機関誌への投稿
- ホ 協会出版物の会員価格での購入

(2) 会友

- イ 総会に出席し意見を述べること。
- ロ 協会が事業として行う研究会等への参加
- ハ 機関誌への投稿

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月19日から施行する。

## 総会運営に関する細則

運営を理事会で試行中のため、第84回総会（平成25年度）まで、第12条（委任状提出の手続）、第13条（表決権）等一部の規定を除き凍結中。

(目的)

第1条 この細則は、定款第31条の規定に基づき、総会の運営及び手続に関し、必要な事項を定める。

(会期)

第2条 通常総会の会期は、館長・司書会議と総会の2日間とする。

- 2 臨時総会の会期は理事会において決定する。
- 3 分科会又は部会を開くことができる。

(開催場所)

第3条 総会は、関東地区は3年に1回、近畿地区は6年に1回、それ以外の地区は12年に1回の頻度でそれぞれの地区内で開催する。

- 2 地区の順番は次のとおりとする。

関東→北海道→近畿→関東→九州・沖縄→東北→関東→中国・四国→近畿→関東→北信越→東海→(関東に戻る。)

(地区代表機関)

第4条 総会が開催される地区は、地区内正会員のうちから地区代表機関を決め、前年度の総会で報告する。

(組織委員会)

第5条 理事会は総会開催の都度、総会組織委員会(以下「委員会」という。)を組織する。

- 2 委員会は地区代表機関内に置く。
- 3 委員会の構成は次のとおりとする。
  - (1) 地区代表機関の長
  - (2) 地区会事務局代表者
  - (3) 専務理事を含む若干の理事及び事務局長
  - (4) その他理事会が必要と認めた者
- 4 委員長は地区代表機関の長とする。

(地区内の協力)

第6条 地区代表機関は地区内の会員の協力を求めることができる。

(経費)

第7条 総会運営にかかわる経費は、原則として協会の予算及び出席会員の参加費をもってまかなう。

(招集状)

第8条 総会の招集状は、会長及び総会組織委員会委員長の連名をもって、総会開催日の1か月前までに正会員、協力会員の代表者に中央事務局が発送する。

(名誉顧問及び会友の招請)

第9条 協会の名誉顧問及び会友に対しては、会長名をもって招集し、招請状は中央事務局が発送する。

(関係者招請)

第10条 総会に官庁その他関係者の出席を必要とする場合には、会長名をもって招請し、招請状は中央事務局が発送する。

(議案提出手続)

第11条 総会に議案を提出する会員は、臨時総会の場合を除き、総会開催日の6か月前までに理由を示して所属地区会の事務局に提出するものとする。

- 2 地区会事務局は提出された議案を地区内に諮り、理事会に提出する。

(委任状提出の手続)

第12条 総会構成員（正会員、協力会員）がやむを得ない理由のため総会に出席できない場合は、次に定める手続にしたがって委任状を提出することができる。

2 表決権を委任する会員は、別紙様式の「委任状」に署名、押印し、総会開催日の2週間前までに、当該会員に託すとともに委任状の写しを中央事務局に提出しなければならない。

3 表決権の委任状を受ける場合、1を超えることはできない。

（表決権）

第13条 総会における表決権は、1総会構成会員（正会員、協力会員）につき1票とする。

ただし、委任状により表決権を委任されたときは、2票を行使することができる。

2 機関会員の代表者が個人会員である場合は、2票を行使することができる。

（館長・司書会議）

第14条 館長・司書会議の運営は教育・研究規程に定める。

（議長）

第15条 総会の議長は定款第32条に基づいて指名され、館長・司書会議の議長は必要に応じて総会開催地区正会員A、B及びCに所属する職員のうちから互選する。

2 総会の副議長は、館長・司書会議の議長、又は総会の議長の指名によるものとする。

（議事録）

第16条 中央事務局は議事録を作成し全会員に配布する。

（引き継ぎ）

第17条 地区代表機関は次期地区代表機関に引き継ぎを行う。

（決定事項の周知）

第18条 中央事務局は総会決定事項を全会員に通知する。

（オブザーバーの出席）

第19条 総会構成員以外の会員で、希望する者はオブザーバーとして総会に出席することができる。ただし、会場の都合等で出席を認めないことがある。

2 オブザーバーとして総会に出席を希望する者は、総会開催期日の3か月前までに、中央事務局に届け出るものとする。

（改廃）

第20条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

(別紙)

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

## 委 任 状

第 回日本医学図書館協会総会（平成 年 月 日：於 ）

における議案審議及び表決権の行使を

に委任いたします。

平成 年 月 日

会 員 名：

印

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長

殿

### 3. 3 規 程

#### 総務会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第20条第3項の規定に基づき、総務会に関し、必要な事項を定める。

(議長)

第2条 総務会の議長は専務理事とする。

2 専務理事不在又は事故があるときは、総務会の中からあらかじめ会長が指名した理事が議長となる。

(定例会議)

第3条 総務会は、原則として毎月1回開催する。

(議事録)

第4条 総務会の議事は、議事録を作成し理事会に報告する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

#### 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第21条の規定に基づき、委員会に関して必要な事項を定める。

(委員会の種類)

第2条 委員会は、常設委員会及び臨時委員会とする。

2 常設委員会は、次の委員会とする。

- (1) 企画・調査委員会
- (2) 機関誌「医学図書館」編集委員会
- (3) 出版委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 雑誌委員会
- (6) 教育・研究委員会
- (7) 認定資格運営委員会
- (8) 受託事業委員会
- (9) 協会賞・奨励賞選考委員会



(10) 組織・制度委員会

3 臨時委員会は、理事会が必要と認めたときに一定期間設置する。ただし、常設委員会が統括する臨時委員会はこの限りではない。

(委員会の設置及び廃止)

第3条 委員会は、次の場合に設置若しくは廃止する。

(1) 総会が議決したとき。

(2) 理事会がその必要を認めたとき。

(設置及び廃止の公表義務)

第4条 委員会が新たに設置されたとき、理事会は機関誌への掲載その他の方法により、その目的、任務及び委員構成を公表しなければならない。

2 委員会が廃止されたとき、理事会は前項と同様の方法で、その理由を公表しなければならない。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 委員会の委員長は、当該委員会委員の互選による。

3 特に必要があると認めたときは、委員会に副委員長をおくことができる。

(委員の選考と委嘱)

第6条 委員は原則として機関会員の個人及び個人会員の中から選考する。

2 委員は理事会の同意により必要な数を会長が委嘱する。

(委員の任期)

第7条 常設委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員会の委員の任期は、その期間中とする。

3 欠員補充のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議事)

第8条 委員会は会長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は議事を主宰し、委員会を代表する。

4 議事は、出席委員の過半数の賛成により決定し、賛否同数の場合は委員長裁決による。

5 理事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(議事の周知)

第9条 委員会の議事は、その要録を協会ホームページに掲載する。

(委員会内規)

第10条 委員会は、その必要がある場合、理事会の承認を得て当該委員会の内規を定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月18日から施行する。

委員会記載順序とそれぞれの位置づけに関する基準

定款第5条(1)～(7)に示された協会事業、その他	常設・臨時、親・子委員会	備考
(1) 保健・医療関連図書館に関する調査、研究並びに開発	企画・調査委員会	常設
(2) 機関誌及び刊行物の発行	機関誌「医学図書館」編集委員会	常設
	出版委員会	常設
	80年記念誌刊行編集委員会	臨時(終了)
(3) ホームページによる広報	広報委員会	常設・親
	ホームページ担当ワーキンググループ	子
(4) 保健・医療関連図書館及びその蔵書に関する情報の収集、提供、相互利用	雑誌委員会	常設
	相互利用マニュアル検討委員会	臨時(休止)
(5) 保健・医療関連図書館に関する教育普及及び認定資格事業	教育・研究委員会	常設・親
	医学図書館員基礎研修会実行委員会	子。教育・研究委員会が所轄し、組織する。
	医学図書館研究会実行委員会	
	継続教育コース実行委員会	
健康情報サービス研修ワーキンググループ		
(6) 国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進	研究助成選考委員会	子。教育・研究委員会が兼任する。
	海外研修事業(審査委員会)	
	認定資格運営委員会	常設
	専門職能力開発プログラム推進委員会	臨時
	受託事業委員会	常設・親
	診療ガイドラインワーキンググループ	子
	協会賞・奨励賞選考委員会	常設
	奨学委員会	臨時(休止)
(7) その他目的を達成するために必要な事業	国立ライフサイエンス情報センター(仮称)推進準備委員会	臨時
	将来計画検討委員会	臨時(終了)
協会運営に関する上記以外の委員会(資料によって、事業系委員会の前又は後に置く)	組織・制度委員会	常設
	総会組織委員会	臨時
	会員増加推進ワーキンググループ	臨時(休止)
	役員選挙管理委員会	臨時

## 中央事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条第3項の規定に基づき、中央事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

(事務処理の総括)

第2条 中央事務局の事務処理は、事務局長が総括する。

(示達)

第3条 業務執行の示達は会長名をもって行う。ただし、日常の業務については理事又は事務局長名をもって行うことができる。

(帳簿類)

第4条 中央事務局には次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 会費徴収台帳
- (3) 事務日誌
- (4) 文書受発簿
- (5) 金銭出納帳
- (6) 備品台帳
- (7) 財産目録
- (8) その他の帳簿

(文書類)

第5条 中央事務局には、次の文書類を保管するものとする。

- (1) 定款、細則、規程、その他重要な規程類の原本
- (2) 総会、理事会、評議員会、その他重要な会議の議事録
- (3) 機関誌、その他協会刊行物それぞれ1部以上
- (4) 往復文書類、その他の文書

2 前項第4号の文書類は、原則として2年経過後は廃棄することができる。

(事務分掌)

第6条 中央事務局の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 会員に関すること。
- (2) 理事会、評議員会、地区会事務局及び総会に関すること。
- (3) 資料、文書の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 文書受発に関すること。
- (6) 郵便物等の授受配布、発送に関すること。
- (7) 予算に関すること。
- (8) 会計監査に関すること。
- (9) 会費徴収台帳等帳簿の管理・保管に関すること。
- (10) 伝票及び証書類の整理保管に関すること。
- (11) 決算に関すること。
- (12) 金銭の出納及び保管に関すること。
- (13) 預貯金通帳、証書保管に関すること。

- (14) 金銭出納簿の記帳に関する事。
  - (15) 電子媒体資料の保全に関する事。
  - (16) その他必要な事務に関する事。
- (改廢)

第7条 この規程の改廢は、理事会の議を経て行。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月18日から施行する。

## 資産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第39条の規定に基づき、資産の管理に関し、必要な事項を定める。

(資産管理)

第2条 資産は、特定非営利活動促進法第28条に基づき初年度の財産目録及び毎年度決算後に財産目録を作成して中央事務局が保管するものとする。

2 財政担当理事を資産管理のための担当理事とする。

(備品管理)

第3条 備品は、備品台帳により管理する。

(資産の分類区分)

第4条 資産の分類区分は、次のとおりとする。

- (1) 土地、建物等の不動産
- (2) 書籍戸棚、机、キャビネット等1点5万円以上の備品類
- (3) パソコン、ファクシミリ機等1点5万円以上の事務機器類
- (4) 預貯金等の流動資産
- (5) その他協会が所有する資産

(備品と消耗品の区分)

第5条 備品と消耗品の区分は、次のとおりとする。

- (1) 耐用年数が1年以上で、1点単価が5万円以上のものは備品とする。
- (2) 耐用年数が1年未満のもの、又は1点単価が5万円未満のものは消耗品とする。

(減価償却)

第6条 資産の減価償却は、毎会計年度、法人税法に基づく定額法によるものとする。

(不動産、備品の決裁権者)

第7条 不動産、備品等の購入、売却及び廃棄に関する決裁権者は次のとおりとする。

- (1) 100万円以上の不動産、備品等は理事会に諮る。
- (2) 30万円以上100万円未満の備品等は専務理事の決裁を得るものとする。
- (3) 30万円未満の備品等は財政担当理事の決裁を得るものとする。

(流動資産の決裁権者)

第8条 預貯金等流動資産の支出に関する決裁権者は次のとおりとする。

- (1) 100万円以上の支出については、専務理事の決裁を得るものとする。
- (2) 20万円以上100万円未満の支出については、財政担当理事の決裁を得るものとする。
- (3) 20万円未満の支出については、事務局長の決裁を得るものとする。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月23日から施行する。

## 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）が、会員及び非会員に支払う旅費に関し、必要な事項を定める。

(旅費の種類)

第2条 旅費とは、交通費、宿泊費及び日当をいう。ただし、会員には日当は支給しない。

(会員の旅費)

第3条 協会の要請により委員会等に出席する会員に対して旅費を支給するものとする。

(交通費の算定基準)

第4条 交通費の算定基準は、次のとおりとする。

- (1) 交通費は、所属機関の最寄り駅から用務地までとする。ただし、個人会員は自宅の最寄り駅から起算する。
- (2) 往復交通費合計額の100円未満は切り上げとする。
- (3) 旅費計算ソフトを利用し、原則として最も経済的な経路で算定する。ただし、所用時間、乗り換え回数等を考慮する。

(宿泊費の支給)

第5条 宿泊費の支給基準は、次のとおりとする。

- (1) 所属機関の最寄り駅に、往路は午前7時まで、帰路は午後9時まで、到着が不可能な場合に宿泊費を支給する。
- (2) 会員の宿泊費は用務地により、甲地は1泊10,900円、乙地は1泊9,800円とする。
- (3) 甲地指定地域は以下の表内に掲げるものとし、それ以外は乙地とする。

甲 地 指 定 地 域	
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、田無市、狛江市
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、葉山市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市

大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、池田市、枚方市、茨木市、泉佐野市、八尾市、富田林市、寝屋川市、高石市、和泉市、箕面市
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
福岡県	福岡市、北九州市

(航空運賃)

第6条 航空運賃の支給については、次のとおりとする。

- (1) 原則として、用務地まで鉄道で片道4時間以上を要する場合は航空運賃を適用する。
- (2) 航空運賃は、往復割引料金を適用する。
- (3) 航空運賃は、旅費計算ソフトにより経済的な料金を適用するが、本人の申し出により、搭乗時間、航空会社等は配慮する。

(非会員の依頼旅費)

第7条 非会員の依頼旅費は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準は、第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。
- (2) 甲地の宿泊費は、協会の会長級14,800円、館長級11,800円、会員級10,900円とし、乙地は、会長級13,300円、館長級11,800円、会員級9,800円とする。
- (3) 外勤日当は、片道60kmを超える旅程及び4時間を超える会議等に出席した場合に支給する。
- (4) 外勤日当額は、会長級1,500円、館長級1,300円、会員級1,100円とする。
- (5) 出張日当額は、会長級3,000円、館長級2,600円、会員級2,200円とする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月23日から施行する。

## 教育・研究規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号並びに総会運営に関する細則第14条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）の行う教育・研究事業に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 教育・研究に係る事業は教育・研究委員会が所管し、各事業についてそれぞれ実行委員会を組織する。

### 第1章 医学図書館員基礎研修会

(趣旨)

第3条 医学図書館員基礎研修会（以下「基礎研修会」という。）は、新任の保健・医療関連図

書館員に必要とされる基礎的な知識と技術の習得に資することを目的とする。

(運営主体)

第4条 別表に掲げる地区単位の持ち回り制で実行委員会を組織し、委員長は委員の互選とする。

(開催時期)

第5条 開催は、原則として年1回、7月1日から8月末日までの期間のうち3日間とする。

(講師)

第6条 講師は、人材の発掘を兼ねて、原則として担当地区の会員から選任する。

(参加資格)

第7条 参加資格は協会会員であることとする。ただし、実行委員会が認める限りにおいて会員以外の者も参加できるものとする。

## 第2章 医学図書館研究会

(趣旨)

第8条 医学図書館研究会(以下「研究会」という。)は、中堅の保健・医療関連図書館員に必要とされる知識と技術の習得に資することを目的とする。

(運営主体)

第9条 別表に掲げる地区単位の持ち回り制で実行委員会を組織し、委員長は委員の互選とする。

(開催時期)

第10条 研究会と継続教育コースを組み合わせて開催し、原則として年1回、10月から11月の期間のうち2日間とする。

(参加資格)

第11条 参加資格は協会会員であることとする。ただし、実行委員会が認める限りにおいて会員以外の者も参加できるものとする。

(報告)

第12条 研究発表者はその成果を、原則として、機関誌「医学図書館」に発表するものとする。

## 第3章 継続教育コース

(趣旨)

第13条 継続教育コースは、専門職としての保健・医療関連図書館員に必要とされる知識と技術の研鑽に資することを目的とする。

(運営主体)

第14条 継続教育コース実行委員会は研究会実行委員会が兼務し、実行委員長は研究会実行委員長が兼務するものとする。

(開催時期)

第15条 継続教育コースは、研究会と同一の場所において、その開催期間の前あるいは後に連続して開催するものとする。

(講師等)

第16条 テーマの選定及び講師の選任は、実行委員会と教育・研究委員会の協議によるものとする。

(参加資格)

第17条 参加資格は研究会参加資格に準ずるものとする。

#### 第4章 館長・司書会議

(趣旨)

第18条 館長・司書会議は、図書館長及びその職に準ずる者並びに実務責任者が、保健・医療関連図書館に関する当面の課題と中長期的展望について認識を深めることを目的とする。

2 館長・司書会議に伴って、分科会又は部会を開催することができるものとする。

(運営主体)

第19条 館長・司書会議及び分科会又は部会は、総会組織委員会が運営する。

(開催時期)

第20条 館長・司書会議は原則として総会前日に開催し、分科会又は部会は総会終了後に開催するものとする。

(講師等)

第21条 館長・司書会議及び分科会又は部会のテーマの選定並びに講師の選任は、総会組織委員会と教育・研究委員会の協議によるものとする。

(参加資格)

第22条 参加資格は協会会員であることとする。ただし、総会組織委員会が認める限りにおいて会員以外の者も参加できるものとする。

#### 第5章 会計

(会計)

第23条 各事業の会計は別に定める「会計マニュアル」及び「実施マニュアル」によるものとする。

2 参加者は、各実行委員会が別に定める会費を納入するものとする。

#### 第6章 教育・研究に関わるその他の事業

(その他の教育・研究事業)

第24条 協会の行うその他の教育・研究事業のうち、研究助成、海外研修、奨学金、協会賞・奨励賞については別に定める。これら以外の教育・研究事業についても、特段の定めのあるものを除き、教育・研究委員会が統括するものとする。

#### 第7章 雑則

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。



(別表) 医学図書館員基礎研修会、医学図書館研究会・継続教育コース  
地区持ち回りローテーション

基本方針

- 1 地区担当回数は北海道地区4館を1単位とし、地区加盟館数に公平に比例させ28年で1巡する。その間の地区担当回数は以下のとおりである。

北海道地区	1回	東北地区	2回
関東地区	12回	北信越地区	2回
東海地区	2回	近畿地区	4回
中国・四国地区	3回	九州・沖縄地区	2回

- 2 同一地区が同1年に基礎研修会、研究会・継続教育コースを同時に開催することは避ける。

	<u>基礎研修会</u>	<u>研究会・継続教育コース</u>
平成11年	東海地区	関東地区
平成12年	関東地区	北海道地区
平成13年	近畿地区	関東地区
平成14年	関東地区	近畿地区
平成15年	九州・沖縄地区	関東地区
平成16年	関東地区	中国・四国地区
平成17年	近畿地区	関東地区
平成18年	関東地区	東北地区
平成19年	中国・四国地区	北信越地区
平成20年	関東地区	近畿地区
平成21年	東北地区	東海地区
平成22年	北信越地区	関東地区
平成23年	関東地区	中国・四国地区
平成24年	東海地区	関東地区
平成25年	関東地区	九州・沖縄地区
平成26年	近畿地区	関東地区
平成27年	関東地区	近畿地区
平成28年	九州・沖縄地区	関東地区
平成29年	関東地区	中国・四国地区
平成30年	北海道地区	関東地区
平成31年	関東地区	東北地区
平成32年	近畿地区	関東地区
平成33年	関東地区	北信越地区
平成34年	中国・四国地区	東海地区
平成35年	東北地区	関東地区
平成36年	関東地区	近畿地区
平成37年	北信越地区	関東地区
平成38年	中国・四国地区	九州・沖縄地区

## ヘルスサイエンス情報専門員認定資格規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第5号の規定に基づきヘルスサイエンス情報専門員認定資格（以下「認定資格」という。）事業に関し、必要な事項を定める。

(事業の基本理念)

第2条 正会員A、B及びCに所属する個人並びに個人会員が認定資格取得を目指すことにより、次の各号に掲げる能力の向上を図る。

(1) 保健・医療その他関連領域（以下「保健・医療」という。）の情報の専門的知識及び技能

(2) 保健・医療情報サービスの管理、調整能力

(事業の所管)

第3条 本事業は、認定資格運営委員会（以下「委員会」という。）が所管する。

2 委員会は、本事業の評価を定期的に行い、理事会に報告する。

(資格の名称と種類)

第4条 認定資格の名称は、次のとおりとする。

和名 ヘルスサイエンス情報専門員

英名 JMLA Health Sciences Information Professional

略名 JHIP

2 資格の種類は、基礎、中級、上級の3種類とする。

(1) ヘルスサイエンス情報専門員（基礎資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Basic

JHIP, Basic

（保健・医療情報の基礎的な専門知識及び技能を有すること。）

(2) ヘルスサイエンス情報専門員（中級資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Senior

JHIP, Senior

（保健・医療情報の専門的知識及び技能を有すること。）

(3) ヘルスサイエンス情報専門員（上級資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Distinguished

JHIP, Distinguished

（保健・医療情報の高度な専門的知識及び技能を有すること。）

(認定資格の要件)

第5条 資格は、次の各号に定める要件を申請時に満たすものとする。

(1) ヘルスサイエンス情報専門員（基礎資格）

イ ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、過去3年以内に2年以上の実務経験を有すること。

ロ 特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）主催の研修に1回以上参加していること。

ハ 司書資格を有することを原則とするが、司書資格を有しない者について、委員会はその実績に鑑み要件を満たすものと認めることがある。

ニ 過去3年間に、認定資格ポイント表（以下「ポイント表」という。）で30ポイント

以上を取得していること。

(2) ヘルスサイエンス情報専門員（中級資格）

イ ヘルスサイエンス情報専門員（基礎、中級、又は上級）の資格を取得していること。

ロ ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、5年以上の実務経験を有すること。

ハ 過去5年間に、ポイント表で70ポイント以上を取得し、そのうち「継続教育」項目においては20ポイントを超えない範囲とする。

(3) ヘルスサイエンス情報専門員（上級資格）

イ ヘルスサイエンス情報専門員（基礎、中級、又は上級）の資格を取得していること。

ロ ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、10年以上の実務経験を有すること。

ハ 過去5年間に、ポイント表で100ポイント以上を取得し、そのうち「継続教育」項目においては20ポイントを超えない範囲とする。

2 更新時の取得ポイントは、中級資格50ポイント以上、上級資格70ポイント以上とし、それ以外の要件は新規申請時と同様とする。

（申請の手続き）

第6条 申請者は、次の各号に掲げる申請書類を会長に提出し、第7条に定める認定審査料をあらかじめ納入しなければならない。

(1) 認定資格申請書

(2) ポイント申告書

(3) 申告ポイントを証明する書類等

(4) 職歴書

(5) 司書資格を証明する書類（基礎資格申請の場合）

(6) 認定審査料振込受領書

（認定審査料）

第7条 認定審査料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 基礎資格 個人会員 5,000円 機関会員に属する個人 7,000円 非会員 15,000円

(2) 中級資格 個人会員 7,000円 機関会員に属する個人 10,000円 非会員 17,000円

(3) 上級資格 個人会員 12,000円 機関会員に属する個人 15,000円 非会員 22,000円

2 更新時の認定審査料は次のとおりとする。

(1) 基礎資格 個人会員 5,000円 機関会員に属する個人 8,000円 非会員 15,000円

(2) 上級資格 個人会員 10,000円 機関会員に属する個人 13,000円 非会員 20,000円

3 納入された認定審査料は返却しない。

（認定審査の実施）

第8条 委員会は、第6条に定める申請書類等に基づき、認定のための審査を行う。

2 申請受付と審査は年2回行う。

3 委員会は、審査結果を理事会に報告する。

（認定及び認定証の交付）

第9条 資格認定は、委員会の審査結果に基づき理事会の議を経て会長が行う。

2 協会は、認定された者に認定証を交付するとともに、申請に応じて証明書類等を交付する。

（認定資格の有効期間）

第10条 中級、上級資格の有効期間は、認定証の交付日から5年間とする。

2 中級、上級資格は更新することができる。

3 基礎資格は永年、保持することができる。

(認定資格の取り消し)

第11条 申請書類等に虚偽又は不正等が認められた場合、委員会は理事会にその事実を報告する。

2 会長は、理事会の議を経て認定資格を取り消すことができるものとする。

(申請関係書類の扱い)

第12条 委員会は、審査に要する申請書類等を厳正に取り扱わなければならない。

2 関係書類及び審査結果等は中央事務局にて永年保存するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月16日から施行する。

## 研究助成規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び教育・研究規程第24条の規定に基づき、会員の研究活動費を支援する研究助成に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 研究助成の対象は、入会后2年以上の機関会員に所属する個人又は個人会員の個人研究、若しくは申込者がその研究の代表者である共同研究とする。

2 助成金の使途が当該研究の直接経費でない場合は助成の対象とならない。

3 委員会は助成の候補を理事会に推薦する。推薦件数は2件以内とし、若しくは該当無しとすることができる。

4 助成対象の決定は、理事会の議を経て会長が行う。

(申込方法)

第3条 申し込みの書式は別に定める。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は教育・研究委員会の兼任とする。

(研究計画の変更)

第5条 助成決定後、研究者がその計画を変更するときは、理事会の承認を受けなければならない。

(研究成果の発表)

第6条 研究者は、研究終了後速やかに中央事務局に報告し、研究成果は1か年以内に機関誌

「医学図書館」に発表しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 助成金が次の各号の1に該当したときは、理事会は、助成金の一部又は全部の返還を請求できる。

(1) 研究者が助成金による研究を中止したとき

(2) 研究遂行の見込みがなくなったと認められるとき

(3) 助成金交付の条件に違背したとき

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

申込者氏名 印

## 研究助成申込書

「研究助成規程」による研究助成を得たく、下記のとおり、申し込みます。

### 記

1. 所属機関名 申込者氏名  
在職年数（正会員Dの場合は在会年数） 年
2. 研究テーマ（標題）
3. 研究内容（研究対象、調査方法等）
4. テーマ選択の理由
5. 研究計画概要
6. 研究期間
7. 共同研究者（氏名：所属）
8. 所属長の承認印（正会員Dの場合は不要）

### 注

1. 用紙はA 4。ただし、テーマ選択理由及び計画概要等が本申込書内におさまらない場合には該当番号を付し別添
2. 申込書提出期限は3月末日必着

## 海外研修事業規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号並びに教育・研究規程第24条の規定に基づき、研修者を海外に派遣し、海外医学図書館の活動及び医学情報の流通等の最新動向を実地に見聞・調査して、その研修成果がわが国の保健・医療その他関連領域の発展に寄与することを目的とする事業に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 本事業は、教育・研究委員会（以下「委員会」という。）が所管する。

(資金)

第3条 本事業遂行のために必要な資金は、次に掲げる各号による。

- (1) 奨学基金
  - (2) その他の協会助成金
  - (3) 寄付金
- (実施及び募集)

第4条 本事業は、原則として隔年で実施する。

- 2 委員会は、研修費、時期及び期間等を指定して募集を行う。
- 3 募集人員は2名以内とする。
- 4 募集要項は別に定める。

(応募資格)

第5条 応募者は、次に掲げる各号を満たさなければならない。

- (1) 機関会員に所属する個人又は個人会員であること。
- (2) 医学図書館勤務年数若しくは入会後の年数が3年以上であること。
- (3) 日常の英会話ができること。
- (4) 研修費を超える支出は、応募者の責任で負担できること。

(応募方法)

第6条 応募しようとするものは、別に定める様式に必要事項を記入し、会長に提出しなければならない。機関会員に所属する個人の応募は、所属長が行うものとする。

(選考)

第7条 委員会は応募者のうち2名以内を理事会に推薦する。なお、応募者と同一機関に属する委員は、選考に関わることはできない。

- 2 研修者の決定は、理事会の議を経て会長が行う。
- 3 委員会は、必要な説明や資料等を応募者に求めることができる。
- 4 審査の基準は次の各号とする。
  - (1) 調査目的に専門性、必要性及び将来性があること。
  - (2) 目的と計画日程等が合理的であること。

(研修費の給付及び返還等)

第8条 協会は、研修者の決定通知後、速やかに研修費を本人に支給する。

- 2 研修者は、出発前に、日程、訪問先等の最終計画書（様式自由）を委員会に提出しなければならない。
- 3 この規程及び研修目的に反する行為等があったときは、協会は、研修者に給付の停止あるいは返還を求めることができる。

4 協会は、研修期間中の事故及び損害に対して責任を負わない。

(研修報告)

第9条 研修者は、帰国後速やかに中央事務局に報告し、6か月以内にその成果をまとめて、「医学図書館」に発表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。



(別紙様式1)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会  
教育・研究委員会

## 平成 年度海外研修事業募集要項

このことについては、海外研修事業規程（以下「規程」という。）によるほかは、この募集要項による。

1. 研修目的 「規程」第1条による。
2. 研修費（1名分）
3. 時期及び期間
4. 募集人員
5. 応募資格 「規程」第5条による。
6. 応募方法 「規程」第6条による。
7. 応募期限
8. 訪問を要する協力機関
9. その他、特記事項

(別紙様式2)

## 海外研修事業研修調査計画書

	所属長 役職氏名	印	
氏名(フリガナ)	年齢	所属	職名
電話:	FAX:	E-mail:	
主要職歴			
英語能力(検定類)			
主要論文			
研修予定期間			
研究調査テーマ			
研修調査の目的 及び概要			
訪問機関(所在地)			

## 奨学基金規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号並びに教育・研究規程第24条に基づき、医学図書館活動の国際交流を推進する事業に関し、必要な事項を定める。

(基金)

第2条 この規程に掲げる奨学基金は、第5回国際医学図書館会議日本組織委員会からの寄付金1,000万円をこれに充てる。

2 前項の基金に新たな財産を付加することができる。

(事業)

第3条 次に掲げる事業を基金の範囲内で行う。

(1) 海外で開催される会議等の参加費等の助成

(2) 国内で開催される会議等に海外からの参加者、講師等を招聘する費用等の助成

(基金の管理)

第4条 基金の管理は理事会がこれを行う。

(募集)

第5条 原則として年1回とし、募集要項は別に定める。

(応募資格)

第6条 応募できるものは、原則として、機関会員に所属する個人又は個人会員とする。

(所管)

第7条 教育・研究委員会は助成金を受ける者及び助成すべき金額を審査し、理事会に推薦する。審査に当たって、応募者と同一機関に所属する委員は選考に関わることはできない。

2 助成対象の決定は、理事会の議を経て、会長が行う。

(報告)

第8条 助成金の交付を受ける者は、当該事業終了後速やかに中央事務局に報告書を提出するものとする。

(給付の停止及び返還)

第9条 本規程の目的及び主旨に反する行為があった場合は、給付の停止及び返還を求めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

## 協会賞・奨励賞授与取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第5号及び教育・研究規程第24条の規定に基づき、優れた業績をあげた会員に授与する協会賞及び奨励賞に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 協会賞及び奨励賞は、協会賞・奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）が応募又は委員会推薦の範囲で選考し、理事会に推薦する。

2 協会賞及び奨励賞授与の決定は、理事会の議を経て、会長が行う。

(応募資格)

第3条 協会賞及び奨励賞に応募することができる者は、機関会員に所属する個人又はグループ及び個人会員とする。

(授与対象)

第4条 協会賞及び奨励賞は、毎年12月末までの過去2年間の業績を対象とする。

2 協会賞は、顕著な業績が認められる著作物又は事業を対象とする。

3 奨励賞は、次の各号に該当するものを対象とする。

(1) 本人の将来性及び医学図書館界の次代を担う人材育成に寄与すると認められる著作物

(2) 機関の代表者等の指導的立場にない者による著作物

(3) 本賞の受賞経験がない者による著作物

(応募期限)

第5条 応募期限は、毎年1月31日とする。

2 前項の期限については、理事会が必要と認めた場合はこれを変更することができる。

(応募要領)

第6条 応募者は、別紙様式の応募用紙に必要な事項を記入し、対象著作物又は対象事業を明確にする資料を添付して会長に提出するものとする。

(委員会)

第7条 委員会は、候補業績を選び、著作物については、必要に応じて1著作物につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

2 副査は、候補者とは所属機関の異なる会員、又は外部の専門家に委嘱することができる。

第8条 委員会は、第9条に定める選考基準に基づいて候補業績を選考し、授賞候補者を決定する。

2 応募者と同一機関に所属する委員は、選考に関わるできない。

3 委員会は、業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

4 協会賞及び奨励賞の授賞は、各1編を原則とし、奨励賞については2編とすることができる。

5 該当業績なしとする場合は、全委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(選考基準)

第9条 選考の基準は次の各号とする。

(1) 協会賞は、著作物の場合は、論理性、専門性、独創性又は総合性において卓越した知見、功績が認められるものとし、事業の場合は、次のいずれかに該当する顕著な功績が認められるものとする。

イ 業務システムの改善、情報・通信技術等の活用が認められるもの

- ロ 利用者サービスの充実又は保健医療情報の普及に寄与するもの
  - ハ その他、医学図書館や図書館員の社会的役割を高め、協会の発展に寄与するもの
- (2) 奨励賞は、論理性、専門性、独創性又は総合性において卓越した知見、功績が認められる著作物であること。

(表彰)

第10条 会長は、翌年度の総会において受賞者に賞状及び副賞を授与し、表彰する。

2 受賞者は、総会の席上において受賞記念発表を行うものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

## I 協会賞選考要綱

(目的)

第1条 協会賞・奨励賞授与取扱規程第1条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(対象業績)

第2条 対象となる業績は、会員である個人又は機関が行った顕著な業績で次に掲げる各号とする。

(1) 医学図書館・情報学に関する研究成果（以下「著作物」という。）

(2) 医学図書館活動・事業

(選考委員会)

第3条 理事会は会員のなかから若干名の委員を指名し選考委員会（以下「委員会」という。）を組織する。なお、委員長は委員の互選による。

2 委員会は、候補業績を選び、著作物については、必要に応じ、1著作物につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

3 副査には、委員以外の者、又は外部の専門家を委嘱することもできる。

4 候補業績の著者や機関と同一機関に属する委員等は、選考にかかわることはできない。

(選考)

第4条 委員会は、第5条に定める選考基準に従って候補業績を選考し、受賞者を決定する。

2 委員会は、選考にあたって、候補業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

3 該当業績なしとする場合は、全委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

4 委員長は選考結果を理事会に報告する。

(選考基準)

第5条 第2条に定める各号業績の選考基準は以下による。

(1) 医学図書館・情報学に関する研究成果

次の3条件を満たさなければならない。なお、委員会は、これ以外によるときは、その基準や判断事項を明示して選考することができる。

イ 論理性

文体、記述、論理的整合性等に瑕疵がないこと。

ロ 専門性

主題の専門性、研究方法、文献考察等が医学図書館・情報学の発展や水準を組み込んでいること。

ハ 独創性又は総合性

新たな知見や応用性あるいはその可能性を認められること、又は、従来論説の整理・総合に著しい功績を認められること。これにより、医学図書館界の啓発や活性化を期待できるもの。

(2) 医学図書館活動・事業

次のいずれかに該当する業績とする。

イ 業務処理の改善、情報通信技術の活用等に先駆的・普遍的な功績を認められるもの。

ロ 目録類の編纂、データベース作成、著作物刊行事業等で独創性を有し、固有の価値を認められるもの。

ハ 利用者サービスの充実や医学医療情報の普及に顕著な功績を認められるもの。

ニ その他、医学図書館や図書館員の社会的役割を高め、協会の発展に顕著な功績を認められるもの。

## II 奨励賞選考要綱

(目的)

第1条 協会賞・奨励賞授与取扱規程第1条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(対象業績)

第2条 対象となる業績は、会員が個人又は他と共同で行った医学図書館・情報学に関する研究成果(以下「著作物」という。)で、更なる研鑽により将来性を期待でき、受賞が本人及び後続の医学図書館員の奨励・育成に寄与すると認められるものとする。

2 主任司書又はこれに準ずる指導的立場の司書を筆頭者とする著作物はこの対象とはならない。

3 本賞受賞経験者の著作物は、対象とならない。

(選考委員会)

第3条 理事会は会員のなかから若干名の委員を指名し選考委員会(以下「委員会」という。)を組織する。なお、委員長は委員の互選による。

2 委員会は、必要に応じ、候補著作物1編につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

3 副査には、委員以外の者、又は外部の専門家を委嘱することもできる。

4 候補著作物の著者や機関と同一機関に属する委員等は、選考にかかわることができない。

(選考)

第4条 委員会は、第5条に定める選考基準に従って候補業績を選考し、受賞者を決定する。

2 委員会は選考にあたって、候補業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

3 授賞は原則として1編とする。ただし、優劣付けがたい場合には2編を限度とする。

4 委員長は選考結果を理事会に報告する。

(選考基準)

第5条 第2条に定める業績の選考基準は以下による。

次の3条件を満たさなければならない。なお、委員会はこれ以外によるときは、その基準や判断事項を明示して選考することができる。

イ 論理性

文体、記述、論理的整合性等に瑕疵がないこと。

ロ 専門性

主題の専門性、研究方法、文献考察等が医学図書館・情報学の現在を踏まえていること。

ハ 将来性

研究成果や医学図書館員経験歴等を総合的に判断して将来性を期待できること。

## 協会所有電子資料利用規程

(目的)

第1条 この規程は、協会所有電子資料（以下「資料」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用申請を必要とする資料)

第2条 次の各号の利用については申請を必要とする。ただし、協会ホームページに公開された資料については、公開された範囲で、利用の申請を必要としない。

- (1) 現行医学雑誌所在目録
- (2) 加盟館統計
- (3) その他協会が所有する資料

(利用の範囲)

第3条 利用できる範囲は次に掲げる各号とする。

- (1) 図書館活動に使用する印刷物（目録等）の作成
- (2) 図書館活動に使用する各種電子資料（CD-ROM等）の作成
- (3) 図書館活動に関する調査、研究のための利用
- (4) その他図書館活動あるいは学術にかかわる目的を有するもの。

(利用資格)

第4条 第2条に掲げた資料を利用できる者は次に掲げる各号とする。

- (1) 正会員（機関会員に属する個人を含む）
- (2) 正会員以外の個人又は団体

(利用の申請)

第5条 利用しようとする者は、別紙様式による利用申請書を中央事務局に提出するものとする。

- 2 図書館等の機関又は団体による申請はその長又は実務責任者が行うものとする。

(利用の承認)

第6条 申請に対しては中央事務局が利用の可否を決定するものとする。ただし、中央事務局は必要に応じて出版担当理事又は理事会に可否の判断を委ねることができる。

- 2 中央事務局は利用承認後、理事会に報告するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は資料の利用にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した利用目的以外の目的のために使用しないこと。
- (2) 営利を目的として利用しないこと。
- (3) 資料を転貸又は譲渡しないこと。
- (4) その他著作権にかかわる事項を侵害しないこと。

(製作物の提出)

第8条 利用者は、資料を利用して作成した印刷物、各種電子資料、調査・研究成果の報告書等を1部中央事務局へ提出するものとする。

(利用承認の取消等)

第9条 理事会は、第7条第2項に定めるところに違反した利用者に対して、利用承認を取り消し又はその利用を停止することができる。

(経費の負担)

第10条 資料の利用料金は別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月21日から施行する。



(別紙様式)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会長 殿

申請者 機関名

職 名

氏 名

印

## 協会所有電子資料利用申請書

下記のとおり、貴協会が所有する電子資料の利用を申請します。

記

1. 資料名

2. 利用目的

3. 利用予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 利用者 職名

氏名

---

中央事務局記入欄

受付日

受付番号

承認日

発送日

製作物受領日

備 考

### 3. 4 その他

#### 委員会内規抜粋版

(委員会内規雛型)

#### ・・・委員会内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）が定める委員会規程第10条に基づき、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この委員会の名称を・・・委員会（以下「委員会」という。）とする。

(委員会の目的)

第3条 この委員会は・・・(のために)・・・を行う。

(委員会の任務)

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

(1)

(2)

(3)

・

・

・

(委員会の構成)

第5条 委員長及び委員等、委員会の構成は委員会規程第5条による。

(委員の選任と委嘱)

第6条 委員の選任及び委嘱は、委員会規程第6条による。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委員会規程第7条による。

(委員会の招集及び議事)

第8条 委員会の招集及び議事は、委員会規程第8条による。

(議事の周知)

第9条 議事の周知は、委員会規程第9条による。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、中央事務局に置く。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、委員会の議を経て理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この内規は、 年 月 日から施行する。

## 企画・調査委員会

### 1) 目的

必要に応じて企画及び調査を行うとともに、協会及び会員の活動状況を調査して広く周知する。

### 2) 任務

- (1) 協会要覧を発行すること。
- (2) 協会加盟館統計を発行すること。
- (3) 重複雑誌交換事業を実施すること。
- (4) その他、企画・調査に関すること。

## 機関誌「医学図書館」編集委員会

### 1) 目的

機関誌の編集を行う。

### 2) 任務

- (1) 「医学図書館誌編集の手引き」に基づき機関誌を発行すること。
- (2) 中央事務局責任編集の「協会ニュース」を機関誌に掲載すること。
- (3) ホームページその他による読者への広報と執筆者の開拓に関すること。
- (4) その他、機関誌の編集に関すること。

## 出版委員会

### 1) 目的

機関誌を除く協会出版物の刊行に関する事務を行う。

### 2) 任務

- (1) 「現行医学雑誌所在目録」を編集、刊行すること。
- (2) 出版物の企画立案に関すること。
- (3) 委員会外からの出版企画について検討（承認）すること。
- (4) (2) 又は (3) による出版物を編集、刊行すること。
- (5) 執筆者、製作請負業者等、関係者との連絡、調整に関すること。
- (6) その他、出版に関すること。

## 広報委員会

### 1) 目的

広報の企画、運営を行う。

### 2) 任務

- (1) 広報に係わる基本方針の策定に関すること。
- (2) 協会のホームページに関すること。
- (3) 会員及び外部に対する広報活動に関すること。
- (4) その他、広報に関すること。

### 3) ホームページ担当ワーキンググループの設置

協会のホームページの作成、維持作業のために、広報委員会のもとにホームページ担当ワーキンググループを設けることができる。

- (1) ワーキンググループの委員は原則として各地区1名ずつ選出する。
- (2) ワーキンググループは、広報委員会の委員を最低1名含むこととする。

## 雑誌委員会

### 1) 目的

安定的かつ効率的な学術情報の流通と収集をはかるため、雑誌・電子ジャーナルのコンソーシアム等及び分担購入事業を推進する。

### 2) 任務

- (1) 電子ジャーナルコンソーシアムを組織し、出版元及び代理店との交渉窓口となる。
- (2) コンソーシアムについての情報を収集し、会員に提供する。
- (3) 分担購入事業を推進する。
- (4) 雑誌及び電子ジャーナル等の学術情報流通のあり方を検討する。
- (5) 関連諸団体・機関との連携を図りつつ、上記活動を推進する。
- (6) その他、雑誌・電子ジャーナルに関すること。

## 教育・研究委員会

### 1) 目的

医学図書館員の育成及び資質向上のため、必要な研究会、研修会や講演会の開催等教育・研究に関する活動とその普及活動及びその助成を行う。

### 2) 任務

- (1) 医学図書館員基礎研修会に関すること。
- (2) 医学図書館研究会・継続教育コースに関すること。
- (3) 館長・司書会議に関すること。
- (4) 地区の研修会、研究会に関すること。
- (5) 協会賞選考委員及び奨励賞選考委員の人選に関すること。
- (6) 認定資格に係る教育・研究活動に関すること。
- (7) 教育・研究活動の助成に関すること。
- (8) 会員の海外研修に関すること。
- (9) 協会が参画する他団体の研究会、発表会の開催やシンポジウム参加等に関すること。
- (10) その他、教育・研究に関すること。

## 認定資格運営委員会

### 1) 委員会の目的と任務

この委員会は、ヘルスサイエンス情報専門員認定資格（以下、認定資格という）制度の運営と、維持・発展に関する次の各号の活動を行う。

- (1) 認定資格の申請募集に関すること。
- (2) 認定資格の審査に関すること。
- (3) 認定資格の広報に関すること。
- (4) 教育・研究に係る事業との連携に関すること。
- (5) 認定資格事業の評価に関すること。
- (6) その他、認定資格事業に関すること。

## 専門職能力開発プログラム推進委員会

(内規作成中)

## 受託事業委員会

### 1) 目的

調査・研究等の受託事業を管轄し、協会の社会（学術）貢献、会員の資質向上、財政への寄与を図る。

### 2) 任務

- (1) 委託団体等との連携、交渉、調整に関すること。
- (2) 他委員会との連携に関すること。
- (3) 事業担当者の育成、教育、研修に関すること。
- (4) その他、受託事業の推進に関すること。

## 協会賞・奨励賞選考委員会

### 1) 目的

協会賞及び奨励賞を選考し、授賞候補者を理事会に推薦する。

### 2) 任務

- (1) 候補業績の選考に関すること。
- (2) 授賞候補者の決定に関すること。
- (3) 選考結果を理事会に報告すること。
- (4) その他、両賞の選考に関すること。

## 国立ライフサイエンス情報センター（仮称）推進準備委員会

### 1) 目的

国立ライフサイエンス情報センター（仮称）の構想案を検討・策定する。

### 2) 任務

- (1) 国立ライフサイエンス情報センター（仮称）構想の検討・策定に関すること。
- (2) その他、理事会から付託される事項に関して検討すること。

## 組織・制度委員会

### 1) 目的

協会の組織及び制度に関する事項について審議し、答申を行う。

### 2) 任務

- (1) 定款、細則、規程等、諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 理事会から付託される事項に関すること。
- (3) その他、組織・制度に関すること。

## 総会組織委員会

### 1) 目的

総会の企画、運営を行う。

### 2) 任務

- (1) 館長・司書会議の企画、運営に関すること。
- (2) 総会の企画、運営に関すること。
- (3) 総会参加者の参加費請求、入金に関すること。
- (4) 総会会場での展示会の企画に関すること。
- (5) その他、総会運営に関すること。

## 部会に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、部会に関し、必要な事項を定める。

(部会の目的及び事業)

第2条 部会は、協会の事業の範囲内で特定主題についての活動を行う。

(設立)

第3条 部会は、理事会の承認により、設立することができる。

2 部会を設立するグループの代表者は別に定める申請書を中央事務局に提出するものとする。

(組織・運営)

第4条 部会は、正会員A、B及びCに所属する個人並びに正会員Dで構成する。

2 部会は連絡責任者を定め、部会員名簿、運営等に関する事項を定め、理事会に提出するものとする。

3 部会の運営に要する経費については、あらかじめ定められた予算の範囲内で処理しなければならない。

4 研修会など部会独自の事業に必要な経費については、協会予算のほかに参加費等を徴収することができる。

5 部会の主催する研修等の事業には、会員以外の者を参加させることができる。

(部会事務局)

第5条 部会事務局は、連絡責任者がその任にあたる。

(報告)

第6条 部会は、運営等に関する事項の変更、当該年度の活動を理事会に報告するものとする。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成20年10月16日から施行する。

## 他機関との協力に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、定款第5条第6号の規定に基づき、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）と国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業等の推進に関し、必要な事項を定める。

(協力の種類及び範囲)

第2条 協力の種類は共催、協賛、後援のいずれかとする。

2 共催とは、協会を含む複数の機関が開催主体となり、共同でその催しを開催する場合をいう。

- 3 協賛とは、開催主体となる他機関の事業に協力し、協会が何らかの負担を伴う場合をいう。
- 4 後援とは、開催主体となる他機関の事業に名義上の協力を行い、負担を伴わない場合をいう。
- 5 実質的には後援であっても、協賛とすることができる。

(所管)

第3条 事業協力についての窓口は中央事務局とし、協力の諾否及び協力の種類については、理事会の議を経て会長が決定する。

(申込手続き)

第4条 事業協力を依頼しようとする者は、別紙様式の申込書を中央事務局に提出するものとする。

(報告)

第5条 申込者は事業終了後速やかに報告書を提出しなければならない。その様式は自由とする。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成20年10月16日から施行する。

---

(事業協力申込書様式：A4判に下記内容と順序であればレイアウトには拘らない。)

年 月 日

## 事業協力申込書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会  
会長 殿

申込者 印  
代表者  
所在地 〒

下記の事業について貴協会との協力（共催、協賛、後援）を申し込みます。

記

協力事業の目的及び概要（企画書等、参考書類を添付のこと）

申込責任者氏名（フリガナ）

連絡先所在地、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス

特記事項（経費、人員、その他の負担を依頼する場合の具体的依頼内容等）

---

## 謝金に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）が、会員及び非会員に支払う謝金に関し、必要な事項を定める。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 館長・司書会議講師等の謝金
- (2) 医学図書館員基礎研修会講師等の謝金
- (3) 医学図書館研究会・継続教育コース講師等の謝金
- (4) 関連団体主催の講師等謝金
- (5) 評議員又は委員会委員の非会員謝金
- (6) 刊行物の執筆謝金

(源泉税の徴収)

第3条 源泉税の徴収等は、次のとおりとする。

- (1) 個人に支払う謝金は、10%の源泉税を徴収する。
- (2) 源泉税は外税として扱う。

(講師の謝金)

第4条 講師等の謝金の額は、次のとおりとする。

- (1) 館長・司書会議の基調講演講師の謝金は、20,000円（会員）、30,000円（非会員）とする。
- (2) 館長・司書会議のパネルディスカッション講師の謝金は、10,000円（会員）、20,000円（非会員）とする。
- (3) 館長・司書会議座長の謝金は、10,000円（会員）、20,000円（非会員）とする。
- (4) 医学図書館員基礎研修会及び医学図書館研究会の基調講演講師、継続教育コース講師の謝金は、10,000円（会員）、20,000円（非会員）とする。
- (5) 医学図書館員基礎研修会講師の謝金は、5,000円（会員）、10,000円（非会員）とする。
- (6) 関連団体が主催し、協会が後援又は協賛するフォーラム等で、会員に発表や座長等を依頼する場合の謝金は、その担当時間等に応じて5,000円から10,000円の範囲とする。ただし、主催団体から支払われる場合は該当しないものとする。
- (7) その他の講師等の謝金については、前(1)～(6)号に準じる。
- (8) その他、謝金が都合により特定できない場合は、会長又は専務理事の決裁による。

(非会員謝金)

第5条 非会員の見識者に評議員又は委員会委員を委嘱した場合の謝金は、評議員会又は委員会出席1回につき20,000円以内とする。また、旅費規程第7条にしたがって旅費を支払う。

(機関誌の執筆謝金)

第6条 機関誌「医学図書館」の執筆謝金は、次のとおりとする。

- (1) 非会員に、論文及び総説の執筆を依頼した場合は、1件5,000円とする。
- (2) 非会員に、コラムその他の記事の執筆を依頼した場合は、1件3,000円とする。
- (3) 前(1)及び(2)号は、共同執筆であっても1件とする。
- (4) 会員の執筆については、依頼したものであっても謝金は支払わない。



(5) その他、執筆謝金が特定できない場合は、専務理事の決裁による。  
(単行書の執筆謝金)

第7条 単行書の執筆謝金は、次のとおりとする。

- (1) 会員及び非会員ともに、1冊 50,000円以内とする。
- (2) 共著の場合も同額とする。
- (3) その他、執筆謝金が特定できない場合は、専務理事の決裁による。  
(源泉税納付の手続)

第8条 謝金を支払う場合の手続は、次のとおりとする。

- (1) 支払者は、支払額、支払を受ける者、その住所を中央事務局に連絡する。
- (2) 中央事務局は、該当税額を税務署に納付する。

第9条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成16年4月23日より施行する。

附 則

この内規は、平成16年11月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年10月26日から施行する。

## 刊行物保管に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）の刊行物の保管に関し、必要な事項を定める。

(刊行物の種類)

第2条 有償・無償、媒体種別に係わらず、発行者に協会名の入ったすべての刊行物をいう。

(保管部数及び保管年数)

第3条 すべての刊行物を2部ずつ永久に保管することとし、さらに、それぞれについての保管部数及び保管年数を以下のとおり定める。

- 2 機関誌「医学図書館」は、当年度分を20部、発行後2年を経たものは5部保管するものとする。
- 3 「現行医学雑誌所在目録」、「加盟館統計」、「総会会議録」、「要覧」、「会員名簿」等は、当年度分を20部保管するものとする。
- 4 協会主催の「研修会テキスト」等は、当年度分を5部保管するものとする。
- 5 その他の有償刊行物は、刊行後3年以内のものは作成全部数を保管し、4年以上を経たものは各5部を保管するものとする。ただし、事務局長の判断により若干の保管部数の増減はあるものとする。

(利用制限)

第4条 保管刊行物の持ち出しは、事務局長の許可を必要とする。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成17年4月22日から施行する。

## アンケート調査実施に関する申合せ

平成17年4月22日制定

会員及び委員会等が、会員に対してアンケート調査を行うときは、以下の手順を経るものとする。

- 1 調査を行おうとするときは、協会の作成した調査一覧を参照し、不必要な重複を避けるよう努める。
- 2 調査実施前に、調査の概要を企画・調査担当理事に提出する。
- 3 担当理事は、提出された調査概要を確認し、重複等の問題があれば必要な調整を行う。
- 4 調査を実施する際には、調査用紙に利用目的と取得した情報の適正な管理について明記し、個人情報等の目的外使用を防ぐための措置を講ずる。
- 5 調査を行った会員は、調査結果がまとまり次第担当理事に1部提出する。
- 6 調査結果は、原則として協会ホームページ等で会員に公開する。公開の是非は、企画・調査委員会が決定する。
- 7 調査結果の保存・公開に関する要領については、別に定める。

## アンケート調査結果の保存・公開に関する要領

平成17年4月22日制定

会員及び委員会等が実施したアンケート調査結果の保存及び公開は、以下により行うものとする。

- 1 調査結果は、原則として中央事務局が電子ファイルとして保存する。
- 2 調査結果は、企画・調査担当理事が中央事務局に報告する。
- 3 調査結果は、協会ホームページ内の会員限定ページで公開する。
- 4 企画・調査委員会は調査結果を確認し、公開の是非を決定する。会員のプライバシーに関わる場合等は非公開とするか、提出者に表現の変更を求める。
- 5 調査に関する公開内容は以下のとおりとする。

- (1) 調査概要（調査実施者から担当理事に提出されたもの）
- (2) 調査用紙（会員に配布されたもの）
- (3) 調査結果（調査実施者から担当理事に提出されたもの）
- 6 調査概要の要件を定めたフォーマットを作成し、協会ホームページ上に公開する。

## 相互利用規約

平成15年11月20日制定

- 1 機関会員は、所蔵資料の相互利用（以下「相互利用」という。）を行う。
- 2 相互利用は閲覧、複写、貸借とし、この利用は機関会員の好意と特典であるが権利ではない。
- 3 相互利用の実務は協会の発行する「相互利用マニュアル」に基づいて行う。
- 4 相互利用は原則として複写をもって行う。
- 5 原本を貸借する場合は以下の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 荷造りを厳重にする等、輸送途中の事故を防ぐために必要な配慮をすること。
  - (2) 借用期間は現品発送の日から、返納到着の日を含め20日以内とする。
  - (3) 借用期間の延期を希望するときは、期限前にその旨を申し込むこと。
  - (4) 貸借又は借用期間の延期が認められないときは、直ちに返送しなければならない。
  - (5) 借用期間中といえども返納を求められたときは、直ちに返送しなければならない。
  - (6) 貸借の図書は、貸出館から発送して返送を受けるまでの間に、借受館において一切の責任を負うものとする。
- 6 相互利用に伴う諸経費はすべて借受館の負担とする。

### 医学図書館員基礎研修会実行委員会 実施マニュアル、会計マニュアル

(協会ホームページ <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/> 「会員のページ」参照)

### 医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会 実施マニュアル、会計マニュアル

(協会ホームページ <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jmla/> 「会員のページ」参照)

# 資 料 編

## 4 資料編

### 4. 1. 略年表

加盟館略称の( )内は準会員

昭和	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
2	1927	1	11. 10～11	1	新潟	新潟・岡山・千葉・金沢・長崎	5
3	28	2	5. 11～12	2	岡山		5
4	29	3	5. 10～11	3	千葉	京府・阪大・東北	8
5	30	4	10. 7～8	4	金沢		8
6	31	5	10. 7～8	5	長崎	熊本	9
7	32	6	10. 21～22	6	京府	名大	10
8	33	7	8. 5～6	7	東北		10
9	34	8	11. 6～7	8	阪大		10
10	35	9	7. 4～6	9	名大		10
11	36	10	5. 27～29	10	熊本	東大・慶應	12
12	37	11	4. 30～5. 1	11	新潟	京城	13
13	38	12	6. 1～2	12	岡山		13
14	39	13	5. 18～19	13	慶應		13
15	40	14	5. 9～11	14	千葉	満州	14
16	41	15	—	—	—		14
17	42	16	—	—	—		14
18	43	17	10. 19～20	15	東大		14
19	44	18	—	—	—		14
20	45	19	—	—	—		14
21	46	20	6. 28～29	16	京府	[京城・満州消失]	12
〃	〃	〃	10. 15～16	17	金沢		12
22	47	21	10. 13～14	18	東北	九大	13
23	48	22	8. 17	臨	東大		13
〃	〃	〃	10. 26～27	19	阪大	京大・信州・医歯	16
24	49	23	10. 20～22	20	名大		16
25	50	24	10. 5～7	21	慶應	徳島・群馬・名市	19
26	51	25	10. 7～8	22	熊本	北大・札幌・東医・慈恵・奈良・ 和歌・広島・久留	27
27	52	26	10. 20～22	23	京大	弘前・東女・横浜	30
28	53	27	10. 26～29	24	信州	三重・阪市	32
29	54	28	10. 18～20	25	医歯	福島・岐阜・鳥取・鹿児	36
30	55	29	10. 26～29	26	徳島	順天	37
31	56	30	7. 18～20	27	北大	岩手	38

昭和	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
32	1957	31	11. 5～9	28	群馬	日大・日医・昭和・東邦・阪医 関西・神戸・山口	46
33	58	32	10. 22～25	29	名市		46
34	59	33	11. 17～20	30	九大		46
35	60	34	10. 4～6	31	東医		46
36	61	35	11. 9～11	32	東大	東歯・阪歯	48
37	62	36	10. 15～18	33	奈良		48
38	63	37	8. 27～30	34	弘前		48
39	64	38	10. 2～5	35	広島	日大歯	49
40	65	39	10. 30～11. 2	36	東女	北里(愛歯・放研・労研・田附・ 塩野・航自・公衆)(7)	50
41	66	40	7. 27～29	37	札幌	日歯(国がん・連中・医師)(10)	51
42	67	41	11. 8～11	38	久留	(愛がん・中外・山之内)(13)	51
43	68	42	11. 7～9	39	慈恵	(九歯)(14)	51
44	69	43	10. 15～17	40	和歌	(天理・琉球)(16)	51
45	70	44	10. 6～8	41	横浜	川崎・愛歯〔準→正〕(15)	53
46	71	45	11. 4～5	42	三重	放研ほか15館〔準→正〕	68
47	72	46	10. 19～20	43	阪市	名保〔琉球退会〕	68
48	73	47	10. 19～20	44	福島	兵庫・北医・聖マ	71
49	74	48	10. 1～2	45	岐阜	帝京・獨協・愛医・近畿・自治 福岡・埼玉・岐歯	79
50	75	49	10. 7～8	46	鳥取	杏林・東海・城歯	82
51	76	50	10. 13～14	47	鹿児島	金医・防医・日松歯	85
52	77	51	10. 12～13	48	順天	秋田・放研ほか〔正→準〕(12)	74
53	78	52	10. 12～13	49	岩手	北歯・鶴歯・福歯 (滋賀・愛媛・松歯)(15)	77
54	79	53	10. 25～26	50	日大	筑波・松歯〔準→正〕 (島根・日歯潟)(16)	79
55	80	54	10. 23～24	51	阪医	旭川・(逋信)(17)	80
56	81	55	10. 27～28	52	日医	富山・神歯〔航自退会〕(17)	82
57	82	56	10. 28～29	53	関西	(16)	82
58	83	57	10. 27～28	54	昭和	愛媛〔準→正〕・山形(15)	84
59	84	58	10. 18～19	55	神戸	天理〔準→正〕・(高知)(15)	85
60	85	59	5. 16～17	56	東邦	(15)	85
61	86	60	5. 15～16	57	山口	(香川)(16)	85
62	87	61	5. 21～22	58	東歯	放研ほか16館〔準→正〕	101
63	88	62	5. 19～20	59	阪歯	浜松	102
平成							
元	89	63	6. 1～2	60	日大歯	大分	103

平成	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
2	90	64	5.17～18	61	愛歯	福井	104
3	91	65	6.14～15	62	日歯		104
4	92	66	5.28～29	63	九歯		104
5	93	67	5.20～21	64	川崎		104
6	94	68	5.26～27	65	北里・北医	北療	105
7	95	69	5.18～19	66	聖マ		105
8	96	70	5.21～22	67	兵庫	茨療・麻布・聖ルカ	108
9	97	71	5.22～23	68	旭川	埼がん・女栄・東厚年・高県中	112
10	98	72	5.21～22	69	自治	川鉄〔塩野義退会〕	112
11	99	73	5.20～21	70	福岡	〔福井・逋信・中外退会〕	109
12	2000	74	5.18～19	71	秋田	中国労・青森〔名大退会〕	110
13	01	75	5.17～18	72	獨協	日看協・大体育〔熊本退会〕	111
14	02	76	5.23～24	73	愛媛	帝福・沼南・群がん・静がん 〔茨療退会〕	114
15	03	77	5.15～16	74	近畿	福井・女体育・慶應看 〔筑波退会〕	116
16	04	78	5.27～28	75	帝京	長野看・国医療・埼県大・ 呉医療・倉敷 〔金沢・大分・岐阜・労研・ 山之内退会〕	116
17	05	79	5.19～20	76	新潟	産医・岐阜・聖隷 〔沼南・三重退会〕	117
18	06	80	5.25～26	77	藤田	東看協・成育・埼小医 〔福歯退会〕	119
19	07	81	5.31～6.1	78	埼玉	島根中・歯医師	121
20	08	82	5.29～30	79	北療	同志・国医福・千がん・京市 日体育・神常〔北大退会〕	126
21	09	83	5.28～29 7.6～7	80	滋賀(新型インフルエンザ発生のため延期) 理事会・中央事務局	北大・立命・国文情・日赤医・ ハン病〔埼小医退会〕	130
22	10	84	5.28～29	81	理事会・中央事務局	旭中病〔帝福退会〕	130
23	11	85	5.20～21	82	理事会・中央事務局・愛歯・愛医	聖看・千東病・滋医科・群小医・ 千保医〔ハン病退会〕	134
—以下内定—							
24	12	86	5.24～25	83	理事会・中央事務局		

## 4. 2. 名 簿

### 歴代会長

	会 長 名	所 属	担当総会
初 代	草 間 良 男	慶 應	26
2 代	緒 方 富 雄	東 大	27-33
3 代	牛 場 大 蔵	慶 應	34-36
4 代	原 三 郎	東 医	37-39
5 代	大 島 良 雄	東 大	40
6 代	坂 本 幸 哉	阪 大	41-44
7 代	田 崎 京 二	東 北	45-46
8 代	額 田 粲	東 邦	47-48
9 代	山 本 俊 一	東 大	49-52
10 代	嶋 井 和 世	慶 應	53-55
11 代	西 川 滇 八	日 大	56
12 代	横 田 健	順 天	57-58
13 代	黒 須 吉 夫	東 邦	59-61
14 代	鈴 木 不 二 男	阪 大	62-63
15 代	開 原 成 允	東 大	64-65
16 代	川 村 貞 夫	東 邦	66-69
17 代	清 金 公 裕	阪 医	70-71
18 代	金 澤 一 郎	東 大	72-73
19 代	清 水 英 佑	慈 恵	74-77
20 代	山 田 久 夫	関 西	78-79
代 行	坪 内 政 義	愛 医	80-81
21 代	福 井 次 矢	聖ルカ	82-



## 名 誉 顧 問

(推戴年月日及び五十音順)

吉 岡 孝治郎	(東 北	昭和 29 年 10 月 20 日)	昭和 58 年 3 月 7 日没
北 村 包 彦	(東 大	昭和 30 年 10 月 28 日)	平成 元年 9 月 26 日没
尾 崎 正 道	(熊 本	昭和 31 年 7 月 19 日)	昭和 34 年 6 月 27 日没
草 間 良 男	(慶 應	昭和 31 年 7 月 19 日)	昭和 43 年 2 月 18 日没
小 池 敬 事	(千 葉	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 34 年 8 月 7 日没
高 木 耕 三	(阪 大	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 54 年 1 月 7 日没
真 崎 健 夫	(北 大	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 52 年 11 月 21 日没
津 崎 孝 道	(横 浜	昭和 36 年 11 月 11 日)	昭和 50 年 9 月 8 日没
緒 方 富 雄	(東 大	昭和 37 年 10 月 16 日)	平成 元年 3 月 31 日没
三 宅 次 吉	(弘 前	昭和 38 年 8 月 28 日)	昭和 52 年 4 月 15 日没
牛 場 大 蔵	(慶 應	昭和 40 年 11 月 1 日)	平成 15 年 11 月 17 日没
原 三 郎	(東 医	昭和 43 年 11 月 9 日)	昭和 59 年 6 月 19 日没
裏 田 武 夫	(東 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	昭和 61 年 11 月 24 日没
木田橋 喜代慎	(札 幌	昭和 46 年 11 月 5 日)	平成 13 年 7 月 18 日没
中 里 龍 瑛	(東 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	平成 7 年 4 月 8 日没
山 川 幸 雄	(九 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	昭和 59 年 6 月 26 日没
中 山 勇之助	(新 潟	昭和 48 年 10 月 19 日)	昭和 55 年 3 月 31 日没
熊 木 孝 志	(岡 山	昭和 49 年 10 月 2 日)	昭和 59 年 10 月 7 日没
坂 本 幸 哉	(阪 大	昭和 49 年 10 月 2 日)	
津 田 良 成	(慶 應	昭和 49 年 10 月 2 日)	
藤 井 和 夫	(阪 大	昭和 49 年 10 月 2 日)	平成 22 年 2 月 5 日没
長 尾 公 司	(東 北	昭和 51 年 10 月 14 日)	平成 14 年 1 月 27 日没
沖 田 学	(徳 島	昭和 55 年 10 月 24 日)	平成 3 年 10 月 26 日没
山 本 俊 一	(東 大	昭和 57 年 10 月 29 日)	平成 20 年 12 月 13 日没
梅 枝 軍 二	(東 女	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 14 年 2 月 20 日没
塩 見 敏 朗	(三 重	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 21 年 8 月 6 日没
嶋 井 和 世	(慶 應	昭和 60 年 5 月 17 日)	
中 村 昌 弘	(久 留	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 14 年 2 月 9 日没
吉 本 瑞 應	(奈 良	昭和 63 年 5 月 20 日)	
黒 須 吉 夫	(東 邦	平成 3 年 6 月 15 日)	平成 13 年 3 月 3 日没

昼馬逸郎	(山口)	平成3年6月15日)	
本田亨	(福島)	平成4年5月29日)	
朝倉一	(九大)	平成6年5月27日)	
板橋瑞夫	(昭和)	平成6年5月27日)	平成20年12月8日没
菅利信	(東医)	平成6年5月27日)	平成22年6月2日没
平野寛	(川崎)	平成6年5月27日)	
覚道幸男	(阪齒)	平成7年5月18日)	平成20年5月29日没
鈴木不二男	(阪大)	平成8年5月22日)	
湊泰子	(川崎)	平成8年5月22日)	
開原成允	(東大)	平成13年4月20日)	平成23年1月12日没
川村貞夫	(東邦)	平成13年4月20日)	
津野潤三	(事務局)	平成13年4月20日)	
裏田和夫	(慈恵)	平成16年5月28日)	
金澤一郎	(東大)	平成16年6月18日)	
清水英佑	(慈恵)	平成19年11月2日)	

## 会 友

頼岡頼人	(放研)	昭和61年5月16日)	平成21年2月27日没
徳村泰弘	(獨協)	昭和62年5月22日)	
野口迪子	(札幌)	平成元年6月2日)	
光斎重治	(阪市)	平成元年6月2日)	
高山仁	(阪市)	平成7年5月19日)	
竹内瑞江	(和歌)	平成8年5月22日)	
穴道勉	(鳥取)	平成9年11月20日)	
田中仁美	(藤田)	平成13年4月20日)	
小林紀子	(愛媛)	平成15年5月16日)	
山崎美智子	(北医)	平成18年7月1日)	
茂幾周治	(阪医)	平成18年7月1日)	
土佐智義	(広島)	平成20年6月19日)	
吉江吉夫	(松齒)	平成23年4月15日)	

## 会 員 名 簿

(平成 23 年 8 月 1 日現在)

### 正会員 A、B

番号	略称	記号	館 名
1	北 大	HM	北海道大学附属図書館
2	札 幌	SP	札幌医科大学附属総合情報センター
3	旭 川	AS	旭川医科大学図書館
4	北 療	HH	北海道医療大学総合図書館
5	弘 前	HR	弘前大学附属図書館医学部分館
6	岩 手	IW	岩手医科大学附属図書館
7	東 北	TH	東北大学附属図書館医学分館
8	秋 田	AK	秋田大学附属図書館医学部分館
9	山 形	YA	山形大学医学部図書館
10	福 島	FS	福島県立医科大学附属学術情報センター
11	青 森	AH	青森県立保健大学附属図書館
16	獨 協	DK	獨協医科大学図書館
17	自 治	JC	自治医科大学図書館
18	群 馬	GM	群馬大学総合情報メディアセンター図書館医学分館
19	埼 玉	ST	埼玉医科大学附属図書館
20	防 医	BI	防衛医科大学校図書館
21	千 葉	CB	千葉大学附属図書館亥鼻分館
22	日 大	NM	日本大学医学部図書館
23	日 医	NI	日本医科大学図書館
24	東 大	TM	東京大学医学図書館
25	順 天	JT	順天堂大学図書館
26	医 歯	IS	東京医科歯科大学附属図書館
27	慶 應	KO	慶應義塾大学信濃町メディアセンター
28	東 医	TO	東京医科大学図書館
29	東 女	TJ	東京女子医科大学図書館
30	慈 恵	JK	東京慈恵会医科大学学術情報センター
31	昭 和	SW	昭和大学図書館
32	東 邦	TI	東邦大学医学メディアセンター
33	北 里	KU	北里大学白金図書館
34	帝 京	TK	帝京大学医学図書館
35	杏 林	KY	杏林大学医学図書館
36	国がん	GC	国立がん研究センター図書館
37	横 浜	YH	横浜市立大学医学情報センター
38	北 医	KI	北里大学医学図書館
39	聖 マ	SM	聖マリアンナ医科大学医学情報センター
40	東 海	TD	東海大学附属図書館伊勢原図書館

41	麻布	AZ	麻布大学附属学術情報センター
42	女栄	JE	女子栄養大学図書館
45	新潟	NG	新潟大学医歯学図書館（旭町分館）
46	富山	TY	富山大学医薬学図書館
48	金沢	KA	金沢医科大学図書館
49	福井	FM	福井大学附属図書館医学図書館
51	信州	SS	信州大学附属図書館医学部図書館
55	岐阜	GF	岐阜大学医学図書館
56	浜松	HI	浜松医科大学附属図書館
58	名古屋市	NC	名古屋市立大学総合情報センター川澄分館
59	藤田	FU	藤田学園医学・保健衛生学図書館
60	愛知医	AI	愛知医科大学医学情報センター（図書館）
65	滋賀	SG	滋賀医科大学附属図書館
66	京大	KT	京都大学医学図書館
67	京府	KF	京都府立医科大学附属図書館
68	関西	KS	関西医科大学附属図書館
69	阪医	OS	大阪医科大学図書館
70	阪大	OD	大阪大学附属図書館生命科学図書館
71	阪市	OC	大阪市立大学学術情報総合センター医学分館
72	近畿	KK	近畿大学医学部図書館
73	神戸	KB	神戸大学附属図書館医学分館
74	兵庫	HG	兵庫医科大学図書館
75	奈良	NR	奈良県立医科大学附属図書館
76	和歌	WK	和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館
77	天理	TR	天理よろづ相談所病院医学図書館
78	大体育	OT	大阪体育大学図書館
80	鳥取	TT	鳥取大学附属図書館医学部分館
81	島根	SH	島根大学附属図書館医学図書館
82	岡山	OY	岡山大学附属図書館鹿田分館
83	川崎	KW	川崎医科大学附属図書館
84	広島	HS	広島大学図書館霞図書館
85	山口	YG	山口大学図書館医学部図書館
90	徳島	TS	徳島大学附属図書館蔵本分館
91	香川	KL	香川大学図書館医学部分館
92	愛媛	EH	愛媛大学図書館医学部分館
93	高知	KC	高知大学総合情報センター（図書館）医学部分館
95	九大	KD	九州大学附属図書館医学図書館
96	久留米	KR	久留米大学医学図書館
97	福岡	FO	福岡大学図書館医学部分館
100	長崎	NS	長崎大学附属図書館医学分館
104	鹿児島	KG	鹿児島大学附属図書館桜ヶ丘分館
105	産医	SI	産業医科大学図書館

115	奥羽	OU	奥羽大学図書館
120	明歯	MK	明海大学歯学部メディアセンター（図書館）
121	日松歯	MS	日本大学松戸歯学部図書館
122	東歯	TG	東京歯科大学図書館
123	日大歯	NN	日本大学歯学部図書館
124	日歯	NH	日本歯科大学生命歯学部図書館
125	鶴歯	TU	鶴見大学図書館
126	神歯	KN	神奈川歯科大学図書館
131	日歯潟	GD	日本歯科大学新潟生命歯学部図書館
132	松歯	MD	松本歯科大学図書館
135	朝日	AL	朝日大学図書館
136	愛歯	AD	愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター
141	阪歯	HP	大阪歯科大学図書館
145	九歯	KH	九州歯科大学附属図書館
201	科学院	KE	国立保健医療科学院図書館
202	連中	RC	国家公務員共済組合連合会中央図書室
203	医師	NK	日本医師会医学図書館
204	日看協	NT	日本看護協会図書館
205	東看協	TNA	東京都看護協会図書室
206	成育	SIK	国立成育医療研究センター図書館
207	聖ルカ	SL	聖路加国際病院教育・研究センター医学図書館
208	埼がん	SC	埼玉県立がんセンター図書館
209	東厚年	TN	東京厚生年金病院図書室
210	川鉄	KX	JFE健康保険組合川鉄千葉病院図書室
211	愛がん	AG	愛知県がんセンター図書室
212	群馬小医	GCM	群馬県立小児医療センター図書館
213	群がん	GG	群馬県立がんセンター図書室
214	静岡がん	SO	静岡県立静岡がんセンター医学図書館
215	田附	TZ	田附興風会医学研究所図書室
216	女体育	JW	日本女子体育大学附属図書館
217	国医療	IR	国立国際医療研究センター図書館
218	慶應看	KKI	慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター看護医療学図書室
219	長野看	NKD	長野県看護大学付属図書館
220	埼県大	SKD	埼玉県立大学情報センター
221	放研	HK	放射線影響研究所図書館
222	高知医	KP	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター図書室
223	中国労	CR	中国労災病院図書室
224	呉医療	KRI	国立病院機構 呉医療センター図書室
225	倉敷	KCH	倉敷中央病院図書室
226	聖隷	SR	聖隷福祉事業団 聖隷浜松病院第一図書室
228	島根中	SCH	島根県立中央病院図書室
229	歯医師	JDA	日本歯科医師会図書館

230	同志	DS	同志社大学生命医科学部生命医科学研究科事務室
231	国医福	KIF	国際医療福祉大学図書館
232	千がん	CCC	千葉県がんセンター図書室
233	京市	KSH	京都市立病院図書室
234	日体育	NSU	日本体育大学図書館
235	神常	KTW	神戸常盤大学図書館
236	立命	RL	立命館大学図書館メディアセンター
237	国文情	KBJ	国立病院機構文献情報センター
238	日赤医	JRC	日本赤十字社医療センター図書室
240	旭中病	ACB	総合病院国保旭中央病院図書室
241	聖看	SLN	聖路加看護大学図書館
242	千東病	CEH	千葉東病院図書室
243	滋医科	GSJ	滋慶医療科学大学院大学図書館
244	千保医	CHS	千葉県立保健医療大学図書館

#### 協力会員

251	国医情	IM	国際医学情報センター
252	医中誌	IC	医学中央雑誌刊行会

# 特定非営利活動法人日本医学図書館協会中央事務局案内

## 住所ほか

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-3  
富山房ビル 6階

TEL 03-5577-4509

FAX 03-5577-4510 (F ネット)

E-mail jmlajimu@sirius.ocn.ne.jp

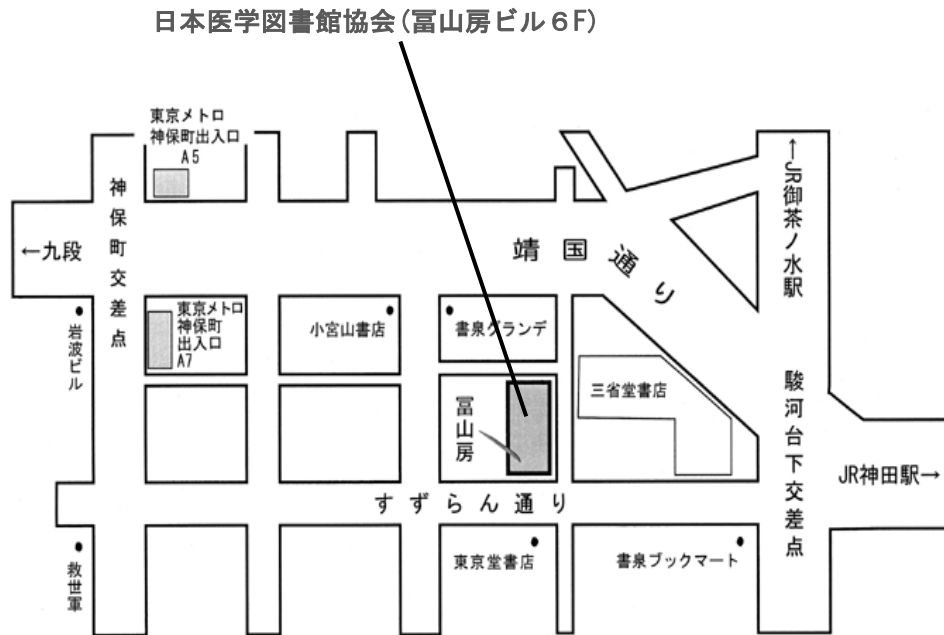
業務時間帯 (平日) 9:00~17:00 (土日祝日は休み)

## 名簿

事務局長 木村 博

事務局員 宇佐見 由美

## 案内図



## 最寄り駅からの所要時間

地下鉄 神保町駅 A7 出口から 徒歩 3分  
(都営三田線、都営新宿線、東京メトロ半蔵門線)

## 編集後記

今年度の要覧は、第82回総会で承認された、定款改正に伴う規程集の大幅な改訂と、発行スケジュールの変更を予定しておりましたが、東京都庁による新定款の認証に予想以上に時間がかかることが判明しました。その結果、総務会の決定により、今回は、現行の定款と規程類を掲載し、例年どおりのスケジュールでお届けすることとなりました。

今回は、次の箇所について改訂したことをお知らせいたします。

- ①協会の現状－病院部会幹事名簿の掲載
- ②「定款」第2条 事務所所在地の変更と、それに伴う附則の追加
- ③80年記念誌刊行編集委員会の終了に伴う「役員選任に関する細則（別表）」、および「委員会規程 委員会記載順序とそれぞれの位置づけに関する基準」の変更
- ④中央事務局案内一名簿の掲載と案内図の変更

なお、新定款は、都庁認証後に中央事務局から、会員に通知することになっています。

特定非営利活動法人日本医学図書館協会要覧 2011

平成23年9月1日発行

All Rights Reserved

編 集 特定非営利活動法人日本医学図書館協会  
企画・調査委員会

発 行 特定非営利活動法人日本医学図書館協会

印 刷 西尾総合印刷株式会社



